別紙

概要版

「令和７年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

令和８年11月　東京都教育庁指導部

都における問題行動等調査の目的

児童・生徒の問題行動等について、都内全公立学校の状況を分析し、実態把握を行うことにより、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に係る施策の企画・立案・実施・評価を行う。

また、都教育委員会ホームページに資料を掲載し、都民に対し、児童・生徒の問題行動等の状況や都教育委員会の取組、今後の対応等について、広く理解を求めるとともに、都内区市町村教育委員会や学校等が、いじめや暴力行為、不登校等の対策に関わる取組状況を把握し、その課題・解決策を明確にし、児童・生徒一人一人の社会的資質や行動力の向上を図ることができるようにする。

１　暴力行為の状況
（１）発生件数
（２）暴力行為が発生した学校数
（３）１校当たりの発生件数
（４）対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の状況
（５）学年別加害児童・生徒数
（６）東京都教育委員会の取組

２　いじめの状況
（１）「認知件数」と「解消しているものの割合」
（２）１校当たりの認知件数
（３）いじめを認知した学校数の割合
（４）学年別いじめの認知件数
（５）いじめの発見のきっかけ
（６）いじめられた児童・生徒の相談状況
（７）いじめの態様
（８）法第２８条第１項に規定する「重大事態」
（９）重大事態以前のいじめの対応、調査
（10）東京都教育委員会の取組

３　小・中学校における長期欠席の状況
（１）長期欠席児童・生徒数
（２）不登校児童・生徒の割合及び
　　指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒の割合の推移
（３）新規不登校児童・生徒数の推移
（４）不登校継続率の推移
（５）新規不登校児童・生徒数及び不登校継続率の推移
（６）不登校児童・生徒について把握した事実
（７）東京都教育委員会の取組

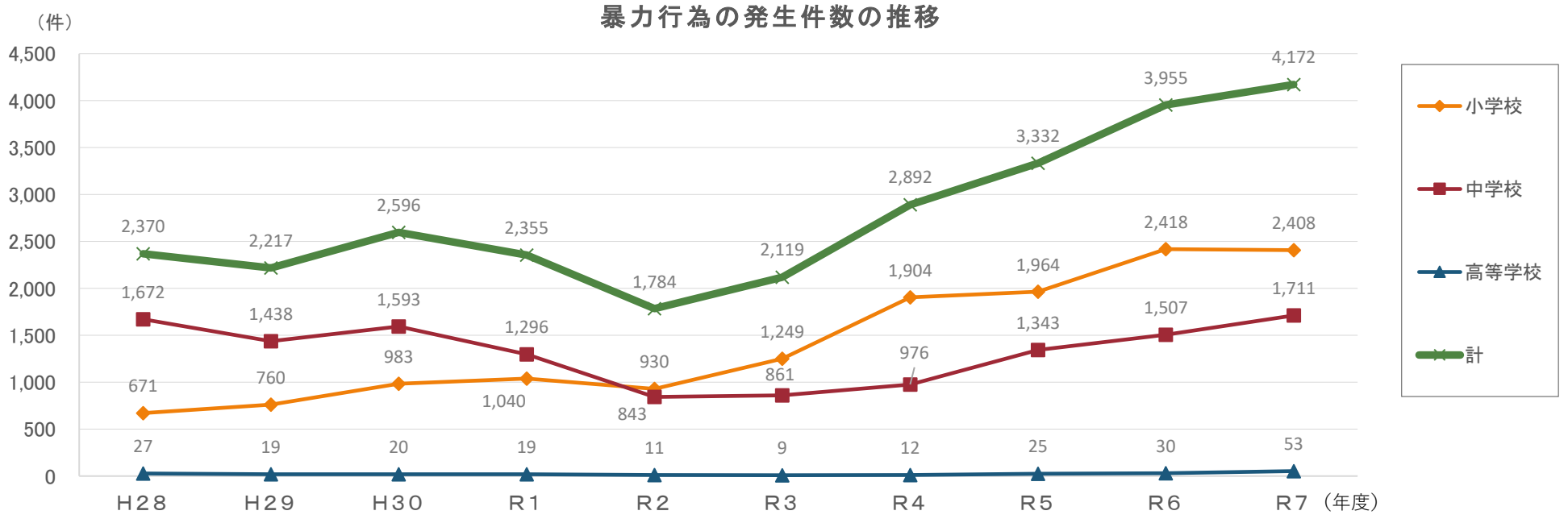
４　高等学校における長期欠席・中途退学等の状況
（１）長期欠席生徒数
（２）不登校生徒の割合及び
　　指導の結果登校する又はできるようになった生徒の割合の推移
（３）新規不登校生徒数の推移
（４）中途退学・原級留置者数
（５）東京都教育委員会の取組

５　特別支援学校における長期欠席・中途退学等の状況
（１）長期欠席児童・生徒数
（２）高等部における中途退学等の状況

※　本資料作成に当たっては、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」情報を利用した。統計法に基づく申出の上、承諾を得ている。

1 暴力行為の状況　（１）発生件数

○　令和７年度における暴力行為の発生件数は、4,172件であり、令和６年度と比較すると中学校、高等学校で増加し、合計で217件増加した。
○　平成28年度から令和７年度までの暴力行為の発生件数の推移をみると、小学校では増加傾向にあり、中学校では減少傾向であったが近年増加傾向にあり、高等学校では、低い水準で推移している。



【都】	H２８	H２９	H３０	R１	R２	R３	R４	R５	R６	R７
小学校	671	760	983	1,040	930 (52.1%)	1,249 (59.0%)	1,904 (65.8%)	1,964 (58.9%)	2,418 (61.1%)	2,408 (57.7%)
	649 22	707 53	924 59	1,006 34						
中学校	1,672	1,438	1,593	1,296	843 (47.3%)	861 (40.6%)	976 (33.7%)	1,343 (40.3%)	1,507 (38.1%)	1,711 (41.0%)
	1,576 96	1,363 75	1,537 56	1,232 64						
高等学校	27	19	20	19	11 (0.6%)	9 (0.4%)	12 (0.4%)	25 (0.8%)	30 (0.8%)	53 (1.3%)
	13 14	9 10	10 10	9 10						
計	2,370	2,217	2,596	2,355	1,784 (100.0%)	2,119 (100.0%)	2,892 (100.0%)	3,332 (100.0%)	3,955 (100.0%)	4,172 (100.0%)
	2,238 132	2,079 138	2,471 125	2,247 108						

【国】Ｒ７
85,886(63.7%)
42,665(31.6%)
6,344(4.7%)
134,895(100.0%)

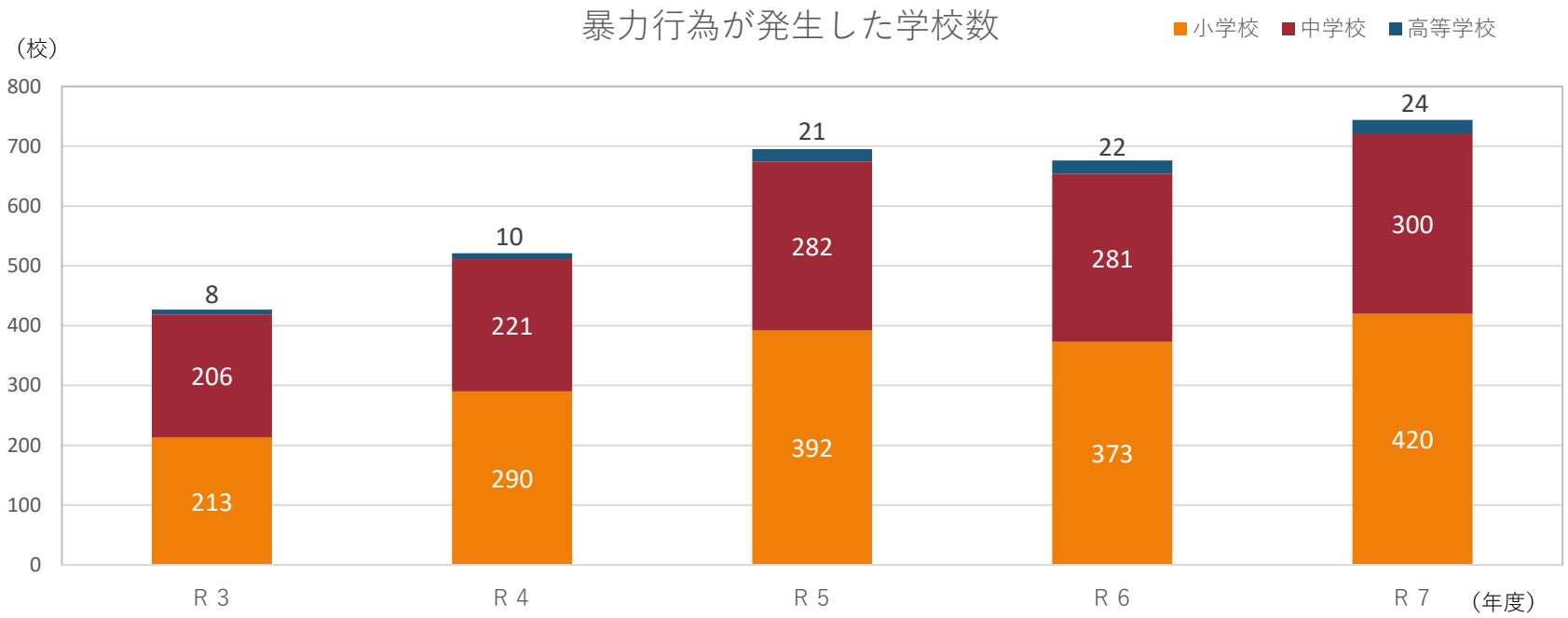
※　表の上段：発生件数〔件〕と（全件に対する割合）　下段：左は学校の管理下、右は学校の管理下以外の件数〔件〕

※　令和２年度分調査から、「『学校の管理下』、『学校の管理下以外』のいずれかで発生したかにかかわらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象にすること」と変更された。

※　【国】は、国公私立のデータ

1 暴力行為の状況　（２）暴力行為が発生した学校数

○　令和７年度において、暴力行為が発生した学校数は、744校であり、全体の35.8%となっている。小学校は420校（33.2%）、中学校は300校（48.4%）、高等学校は24校（12.4%）であった。
○　令和７年度における暴力行為が発生した学校数の割合を、国の状況と比較すると、都の方が、11.2ポイント低くなっている。



【都】	R３	R４	R５	R６	R７
小学校	213（16.7%）	290（22.8%）	392（30.9%）	373（29.4%）	420（33.2%）
	1,274	1,274	1,270	1,269	1,265
中学校	206（33.1%）	221（35.5%）	282（45.4%）	281（45.2%）	300（48.4%）
	622	622	621	622	620
高等学校	8（4.2%）	10（5.2%）	21（10.9%）	22（11.5%）	24（12.4%）
	192	192	192	192	193
計	427（20.5%）	521（25.0%）	695（33.4%）	676（32.5%）	744（35.8%）
	2,088	2,088	2,083	2,083	2,078

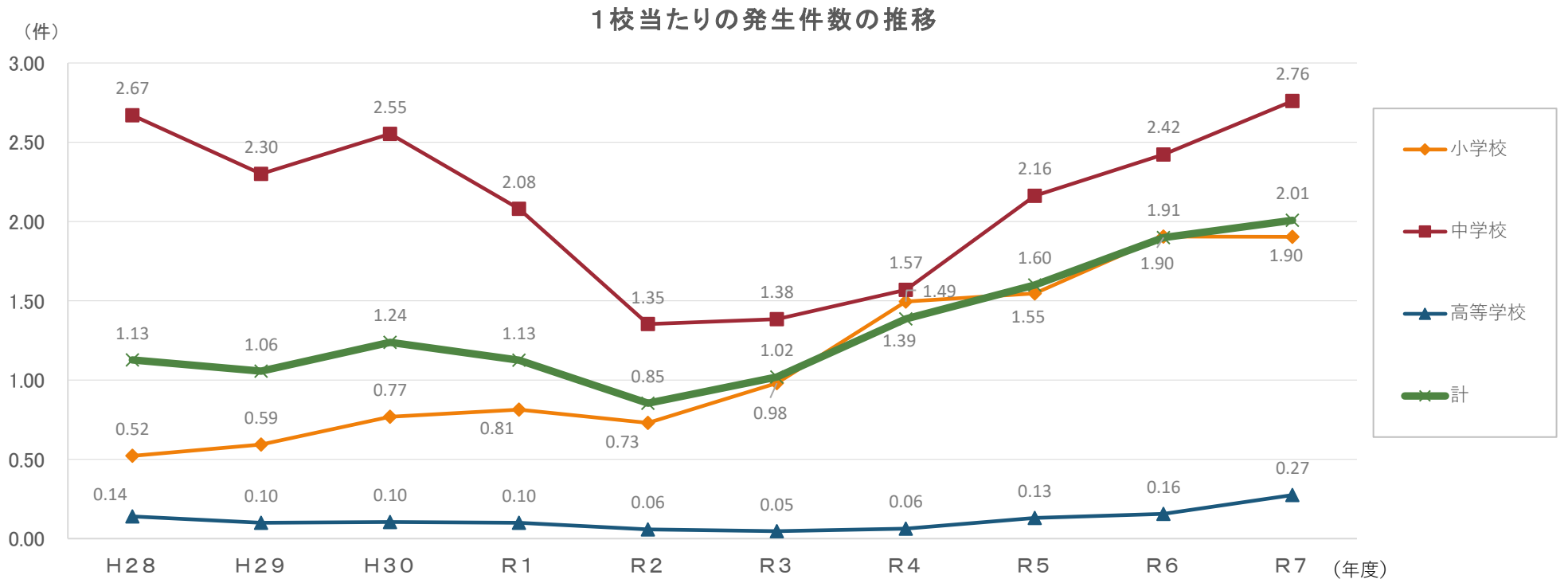
【国】　R７
8,239（43.7%）
18,868
5,539（54.6%）
10,146
2,176（43.9%）
4,962
15,954（47.0%）
33,976

※　表の上段：発生学校数〔校〕　（　）は暴力行為が発生した学校の割合　下段：学校数〔校〕

※【国】は、国公私立のデータ

1 暴力行為の状況　（３）１校当たりの発生件数

○　令和７年度における１校当たりの発生件数は、2.01件であり、令和２年度から増加傾向にある。
○　平成28年度から令和７年度までの推移をみると、小学校では増加傾向にある。中学校では令和２年度まで減少傾向であったが、その後増加傾向にある。
　高等学校においては、低い水準で推移している。



【都】	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	【国】Ｒ７
小学校	671	760	983	1,040	930	1,249	1,904	1,964	2,418	2,408	85,886
	0.52	0.59	0.77	0.81	0.73	0.98	1.49	1.55	1.91	1.90	4.55
中学校	1,672	1,438	1,593	1,296	843	861	976	1,343	1,507	1,711	42,665
	2.67	2.30	2.55	2.08	1.35	1.38	1.57	2.16	2.42	2.76	4.21
高等学校	27	19	20	19	11	9	12	25	30	53	6,344
	0.14	0.10	0.10	0.10	0.06	0.05	0.06	0.13	0.16	0.27	1.28
計	2,370	2,217	2,596	2,355	1,784	2,119	2,892	3,332	3,955	4,172	134,895
	1.13	1.06	1.24	1.13	0.85	1.02	1.39	1.60	1.90	2.01	3.97

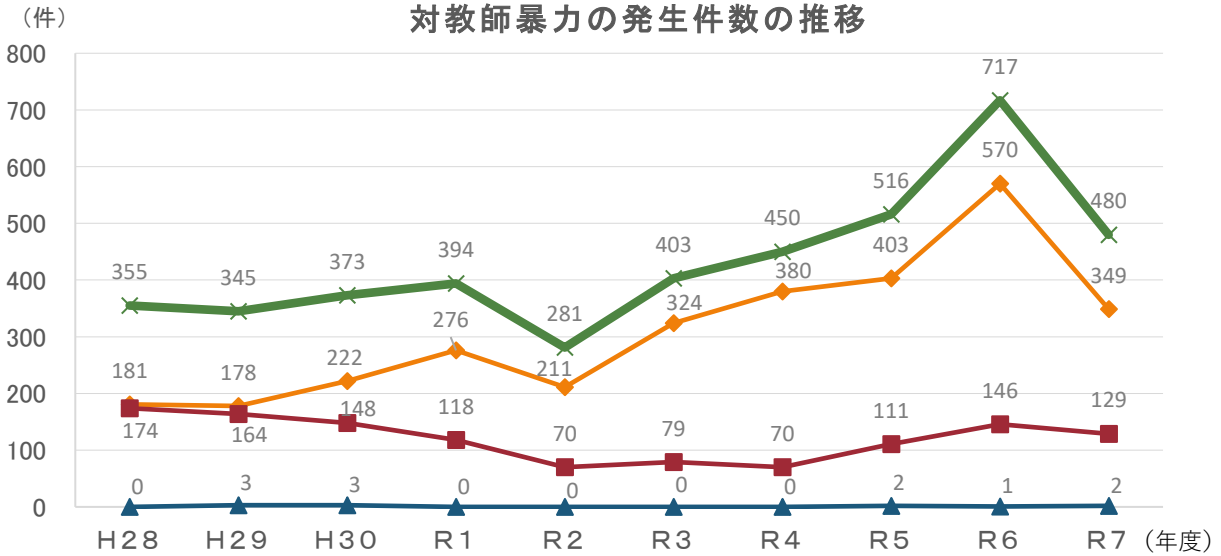
※　表の上段：発生件数〔件〕　下段：１校当たりの発生件数〔件〕

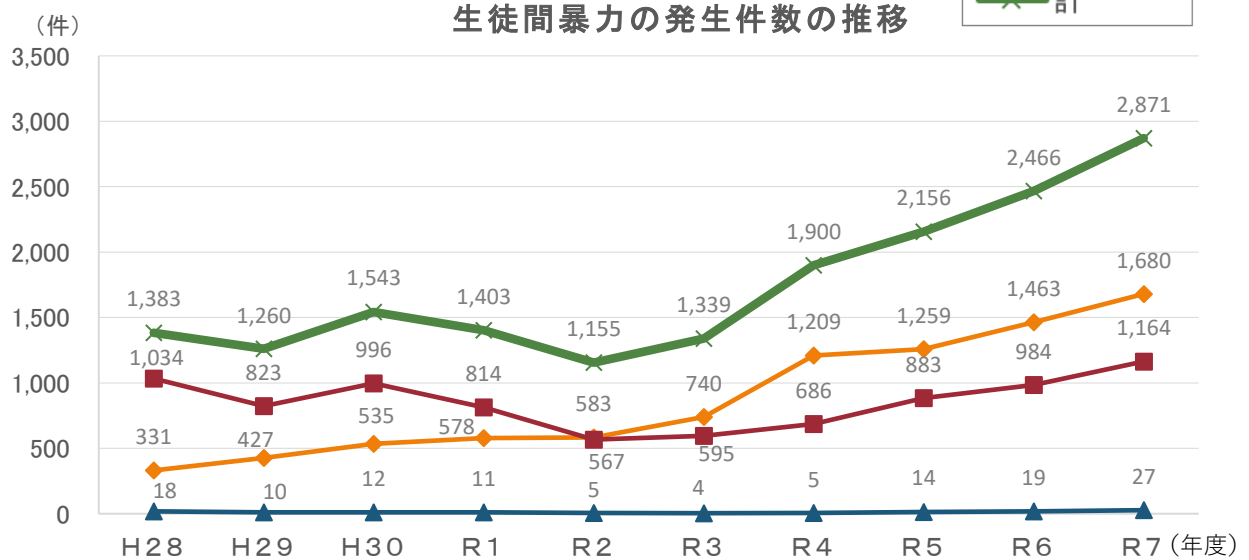
※　【国】は、国公私立のデータ

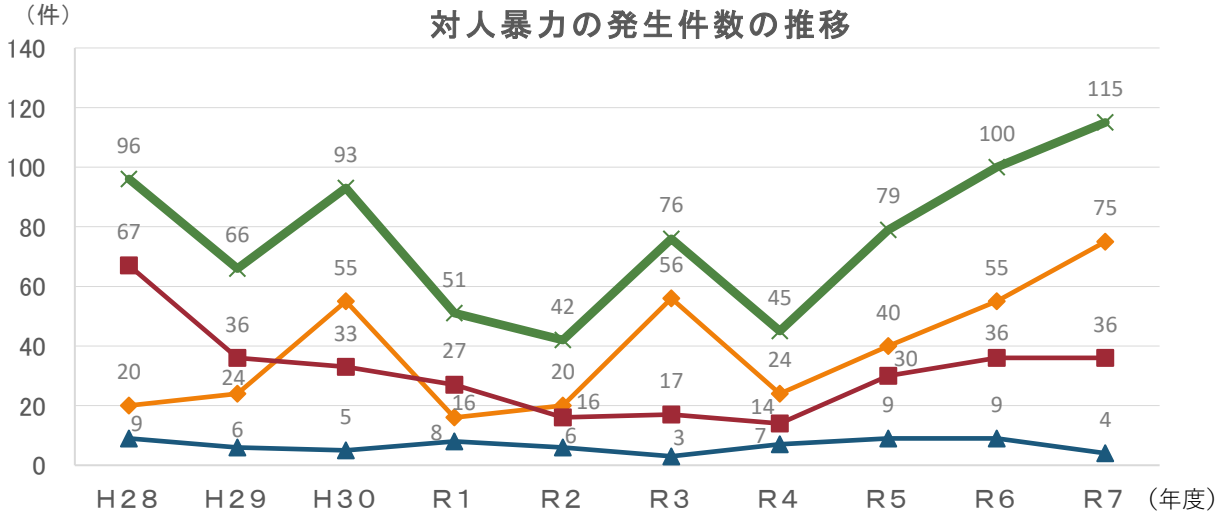
1 暴力行為の状況　（４）対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の状況

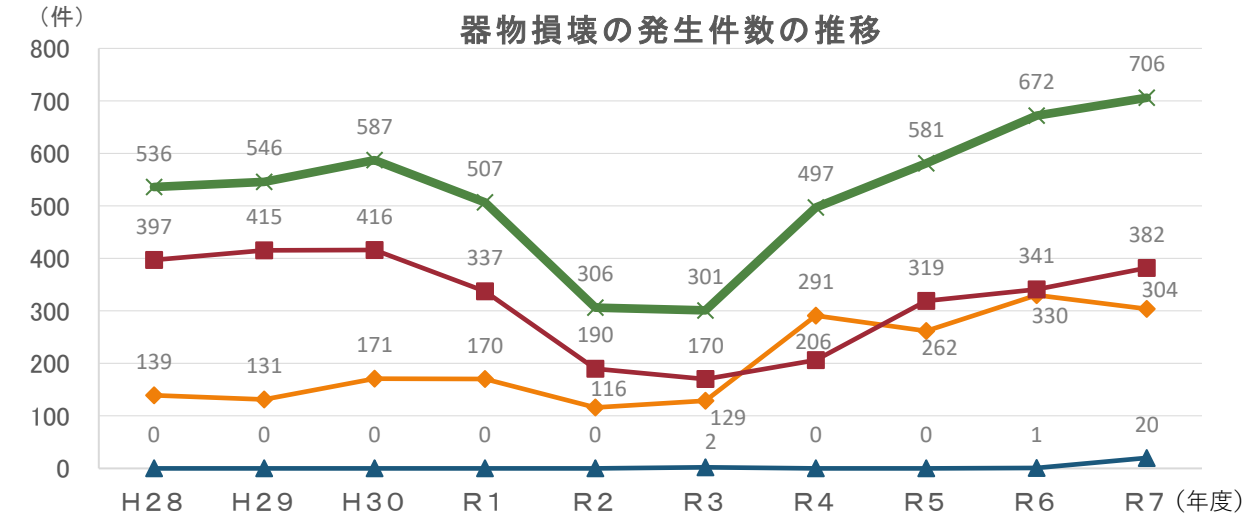
○　小学校では、全ての暴力行為において増加傾向であったが、令和７年度は対教師暴力及び器物破損の件数が減少した。中学校では、全ての暴力行為について減少傾向であったが近年増加傾向にある。令和７年度は対教師暴力の件数が減少した。高等学校では、全ての暴力行為について低い水準で推移している。
○　どの校種においても暴力行為において生徒間暴力が占める割合が大きい。







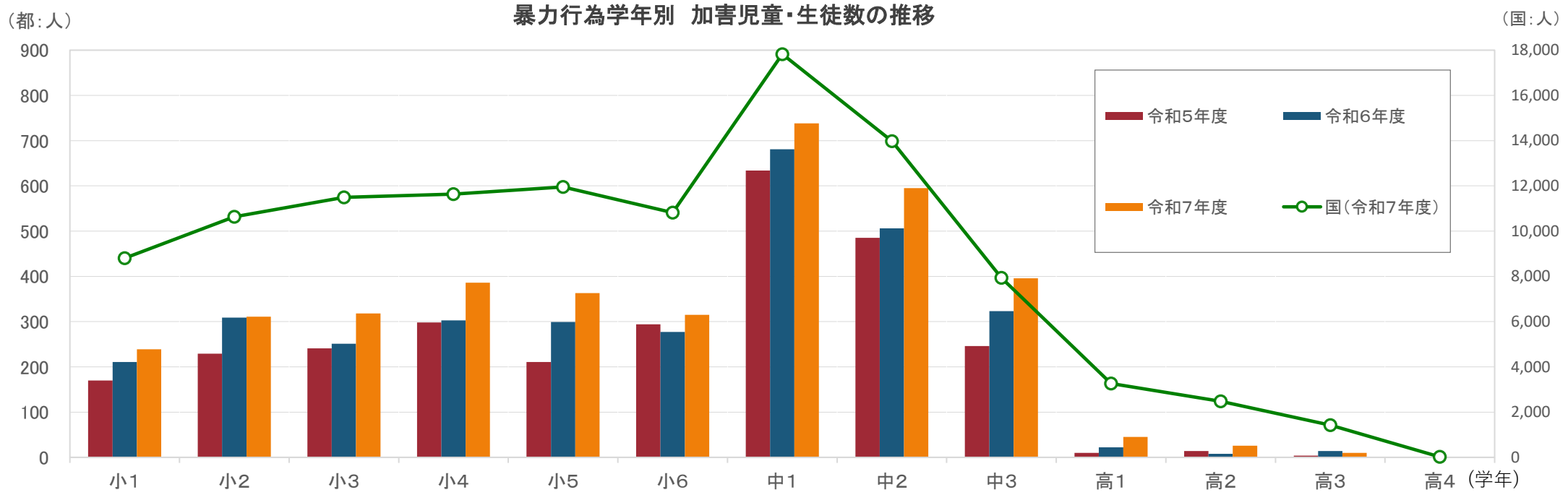




※「器物損壊」は学校の管理下、他は学校の管理下と学校の管理下外を合わせた件数。

1 暴力行為の状況　（５）学年別加害児童・生徒数

○　令和７年度の学年別の加害児童・生徒数は、令和５年度、令和６年度と比較すると、高３及び高４を除き、全ての学年において増加している。
○　校種ごとの学年別の割合は、小学校では小４（20.0%）が、中学校では中１（42.8%）が、高等学校では高１（54.9%）が一番多い傾向にある。



【都】	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
令和5年度	170	229	241	298	211	294	634	485	246	10	14	4	1
	11.8%	15.9%	16.7%	20.7%	14.6%	20.4%	46.4%	35.5%	18.0%	34.5%	48.3%	13.8%	3.4%
令和6年度	211	309	251	303	299	277	681	506	323	22	8	14	1
	12.8%	18.7%	15.2%	18.4%	18.1%	16.8%	45.1%	33.5%	21.4%	48.9%	17.8%	31.1%	2.2%
令和7年度	239	312	321	387	365	315	738	590	395	45	26	10	1
	12.3%	16.1%	16.6%	20.0%	18.8%	16.2%	42.8%	34.2%	22.9%	54.9%	31.7%	12.2%	1.2%

【国】令和7年度	8,803	10,637	11,490	11,637	11,957	10,820	17,825	13,977	7,934	3,267	2,481	1,425	21
	13.5%	16.3%	17.6%	17.8%	18.3%	16.6%	44.9%	35.2%	20.0%	45.4%	34.5%	19.8%	0.3%

※　表の上段：加害児童・生徒数〔人〕　下段（青字）：校種ごとのその学年が占める割合

1 暴力行為の状況　（６）東京都教育委員会の取組

継続した取組

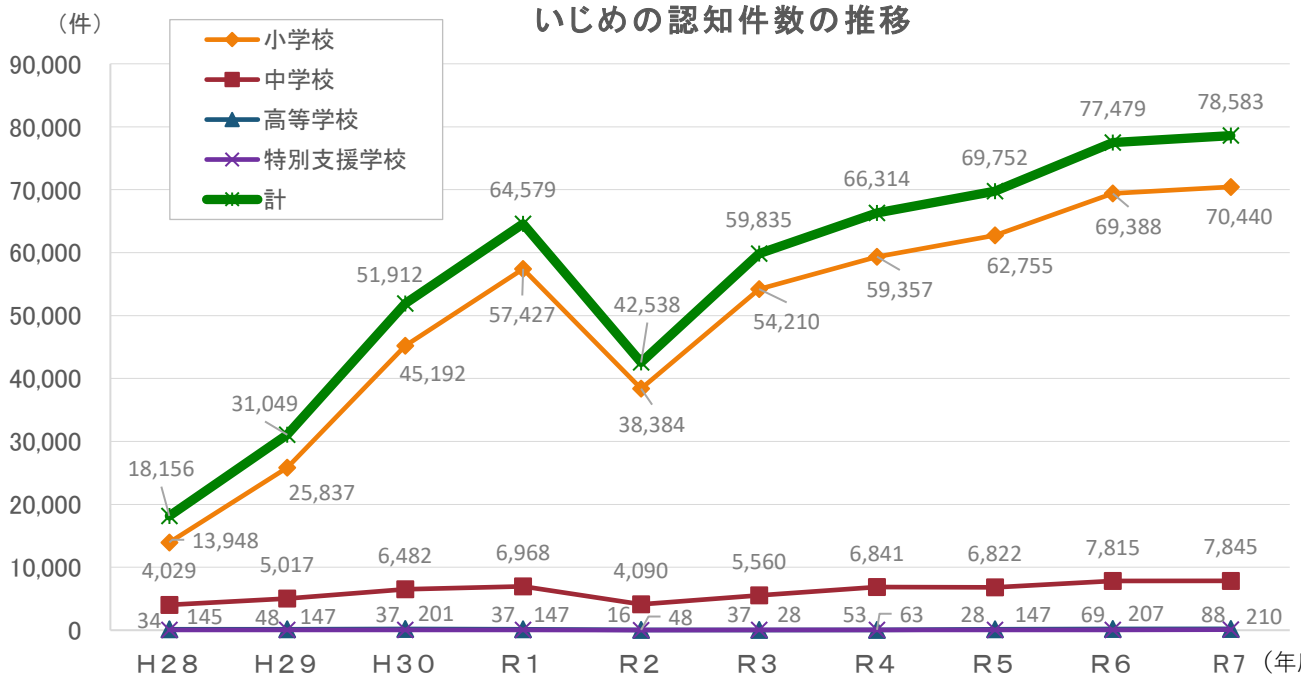
ア　生活指導に関わる通知の発出等で問題行動の再発防止の徹底
イ　都内公立小・中・高等学校等に心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置
ウ　暴力行為のない学校づくりリーフレット「みんなで育てよう！安心して過ごせる学校作りに向けた想いや行動」の周知・啓発
エ　「生活指導担当指導主事連絡会」、「生活指導等校長連絡会」、「生活指導主任連絡会」などにおいて、区市町村教育委員会や学校と連携した指導の充実
オ　全教職員を対象とした、全ての児童・生徒が安心して生活できる学校づくりなどに関する研修の実施
カ　スクールカウンセラーに対し、「児童・生徒の安全性の確保」や暴力行為の防止に関する研修の実施

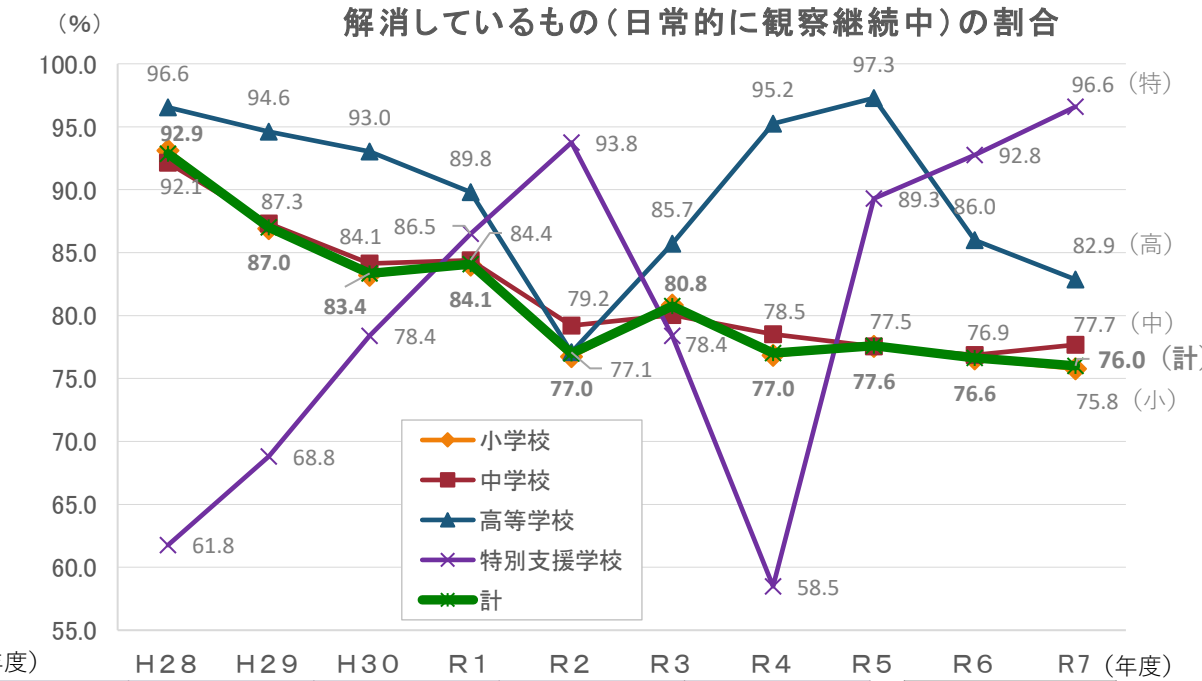
今後の取組

ア　都内全公立学校の生活指導主任を対象とした連絡会等において、児童・生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることの重要性を引き続き伝えていくとともに、各校における取組をより効果的なものにできるよう具体的な実践事例を共有する。
イ　全教職員が、生活指導の基礎を改めて確認できるよう、令和８年７月に東京都教育委員会が作成したオンデマンド型の研修教材「暴力行為のない学校づくりに向けて」を生活指導担当指導主事連絡会や生活指導主任連絡会で周知し、校内研修等における活用を図る。

２ いじめの状況　（１）「認知件数」と「解消しているものの割合」

○　令和７年度のいじめの認知件数は、78,583件である。平成28年度から増加傾向にあり、令和２年度に減少したが、令和３年度以降、再度増加傾向にある。
○　解消しているものの割合は、近年８割程度で推移していて、令和７年度は76.0%であった。





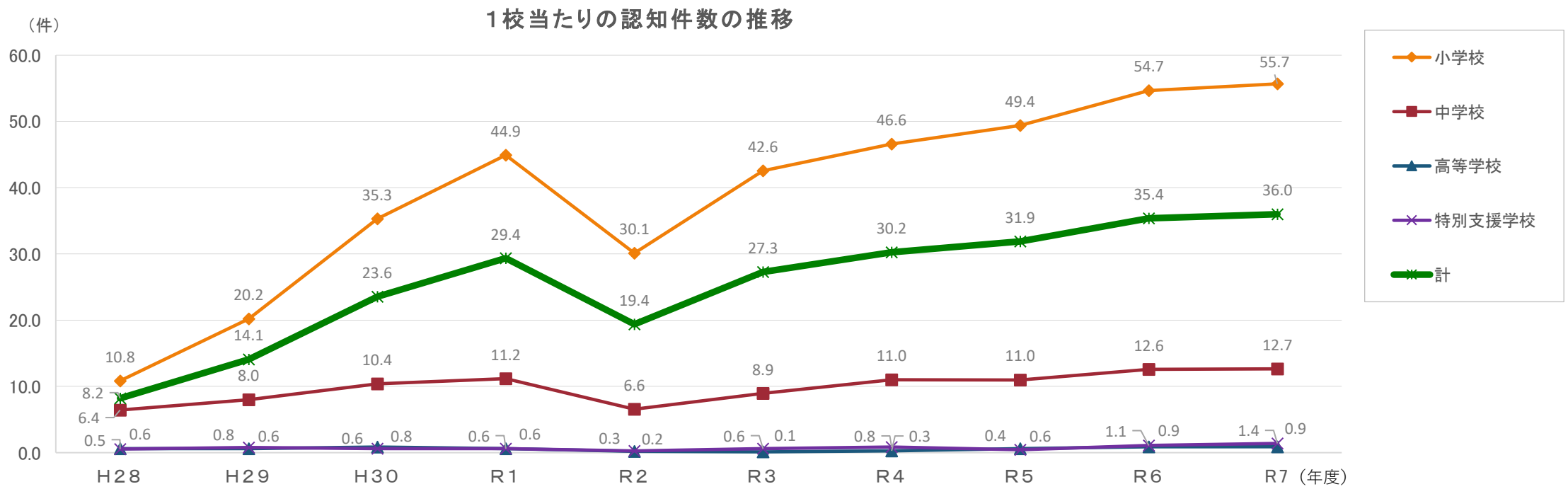
【都】	H２８	H２９	H３０	R１	R２	R３	R４	R５	R６	R７	【国】R７
小学校	13,948	25,837	45,192	57,427	38,384	54,210	59,357	62,755	69,388	70,440	620,774
	12,987(93.1%)	22,451(86.9%)	37,599(83.2%)	48,249(84.0%)	29,456(76.7%)	43,814(80.8%)	45,604(76.8%)	48,662(77.5%)	53,123(76.6%)	53,374(75.8%)	459,874(74.1%)
中学校	4,029	5,017	6,482	6,968	4,090	5,560	6,841	6,822	7,815	7,845	146,217
	3,712(92.1%)	4,382(87.3%)	5,454(84.1%)	5,881(84.4%)	3,239(79.2%)	4,450(80.0%)	5,372(78.5%)	5,290(77.5%)	6,007(76.9%)	6,094(77.7%)	108,301(74.1%)
高等学校	145	147	201	147	48	28	63	147	207	210	20,570
	140(96.6%)	139(94.6%)	187(93.0%)	132(89.8%)	37(77.1%)	24(85.7%)	60(95.2%)	143(97.3%)	178(86.0%)	174(82.9%)	15,286(74.3%)
特別支援学校	34	48	37	37	16	37	53	28	69	88	4,223
	21(61.8%)	33(68.8%)	29(78.4%)	32(86.5%)	15(93.8%)	29(78.4%)	31(58.5%)	25(89.3%)	64(92.8%)	85(96.6%)	3,302(78.2%)
計	18,156	31,049	51,912	64,579	42,538	59,835	66,314	69,752	77,479	78,583	791,784
	16,860(92.9%)	27,005(87.0%)	43,269(83.4%)	54,294(84.1%)	32,747(77.0%)	48,317(80.8%)	51,067(77.0%)	54,120(77.6%)	59,372(76.6%)	59,727(76.0%)	586,763（74.1%）

※　表の上段：認知件数〔件〕　下段：解消しているもの件数〔件〕と（その割合）

※　【国】は、国公私立のデータ

２ いじめの状況　（２）１校当たりの認知件数

○　令和７年度における１校当たりの認知件数は、36.0件である。
○　小・中学校では、平成28年度から令和元年度まで増加傾向にあり、令和２年度に減少したが、令和３年度以降、再度増加傾向にある。
○　高等学校、特別支援学校の１校当たりの認知件数は、横ばいで推移している。



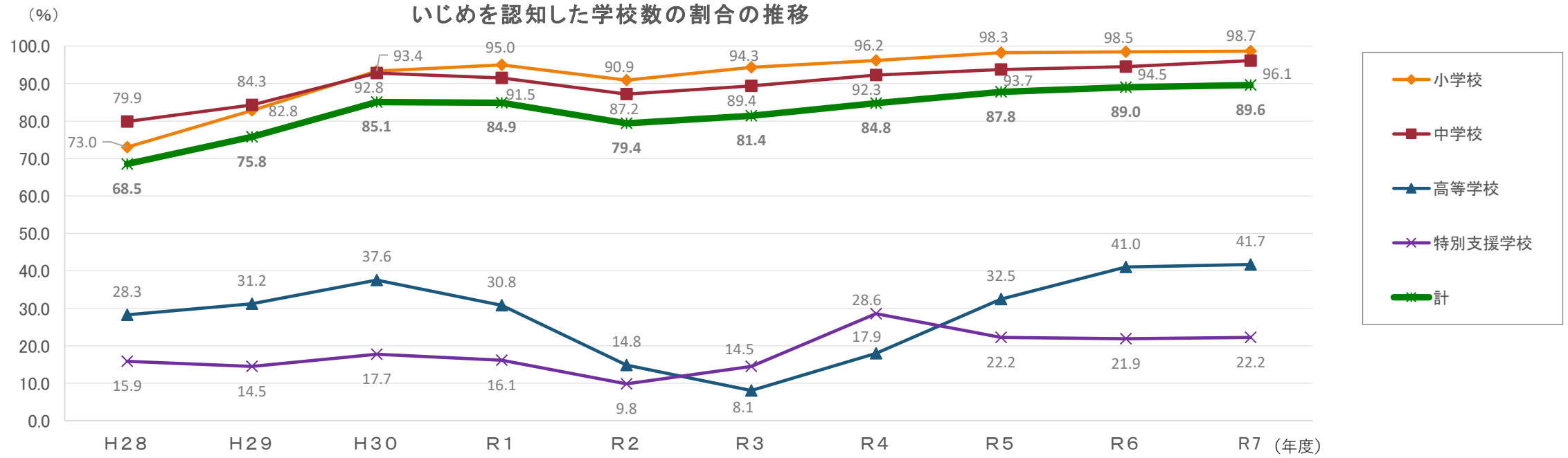
【都】	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	【国】Ｒ７
小学校	73.0%	82.8%	93.4%	95.0%	90.9%	94.3%	96.2%	98.3%	98.5%	98.7%	91.9%
	10.8	20.2	35.3	44.9	30.1	42.6	46.6	49.4	54.7	55.7	32.9
中学校	79.9%	84.3%	92.8%	91.5%	87.2%	89.4%	92.3%	93.7%	94.5%	96.1%	87.3%
	6.4	8.0	10.4	11.2	6.6	8.9	11.0	11.0	12.6	12.7	14.4
高等学校	28.3%	31.2%	37.6%	30.8%	14.8%	8.1%	17.9%	32.5%	41.0%	41.7%	65.7%
	0.6	0.6	0.8	0.6	0.2	0.1	0.3	0.6	0.9	0.9	3.7
特別支援学校	15.9%	14.5%	17.7%	16.1%	9.8%	14.5%	28.6%	22.2%	21.9%	22.2%	47.6%
	0.5	0.8	0.6	0.6	0.3	0.6	0.8	0.4	1.1	1.4	3.5
計	68.5%	75.8%	85.1%	84.9%	79.4%	81.4%	84.8%	87.8%	89.0%	89.6%	85.1%
	8.2	14.1	23.6	29.4	19.4	27.3	30.2	31.9	35.4	36.0	22.1

※　表の上段：いじめを認知した学校の割合　下段：１校当たりの認知件数〔件〕

※　【国】は、国公私立のデータ

2 いじめの状況　（３）いじめを認知した学校数の割合

○　令和７年度におけるいじめを認知した学校数の割合は、89.6%であり、現在のいじめの定義に変更された平成25年度以降最大値となった。
○　小・中学校では９割以上の学校がいじめを認知している。高等学校では41.7%、特別支援学校では22.2%となっている。小・中・高等学校で、いじめを認知した学校数の割合が、平成25年度以降最大値となっている。



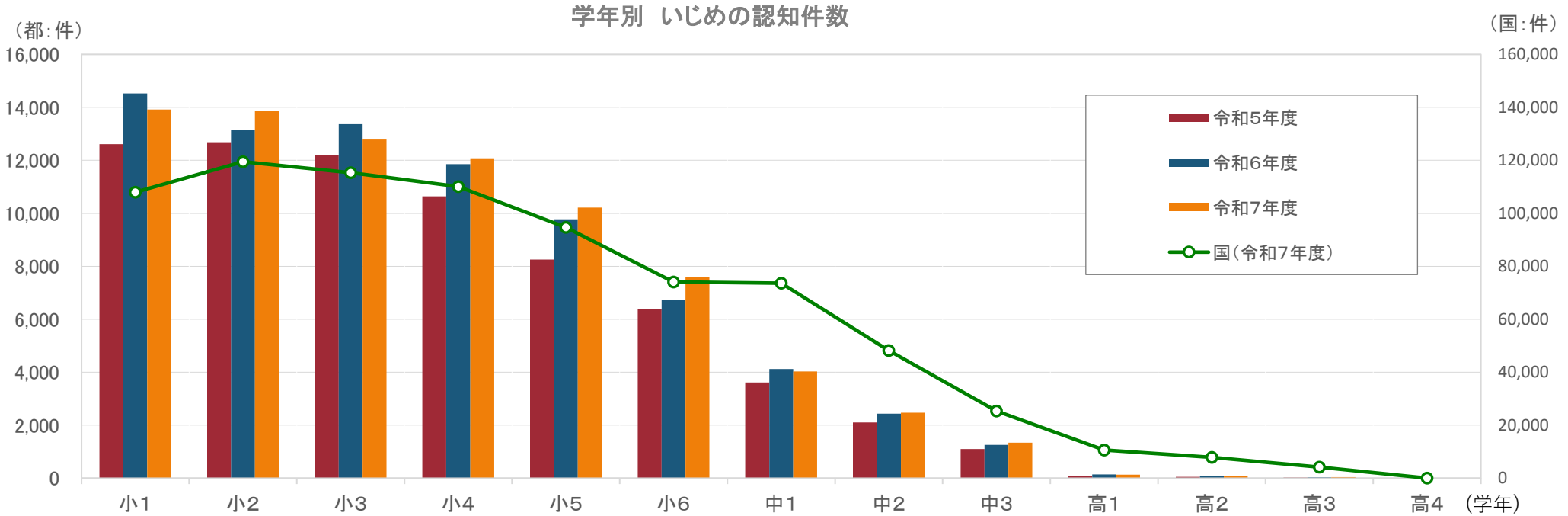
【都】	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	【国】Ｒ７
小学校	939(73.0%)	1,062(82.8%)	1,195(93.4%)	1,214(95.0%)	1,159(90.9%)	1,202(94.3%)	1,225(96.2%)	1,248(98.3%)	1,250(98.5%)	1,248(98.7%)	17,349（91.9%）
	1,286	1,282	1,280	1,278	1,275	1,274	1,274	1,270	1,269	1,265	18,868
中学校	500(79.9%)	527(84.3%)	579(92.8%)	570(91.5%)	543(87.2%)	556(89.4%)	574(92.3%)	582(93.7%)	588(94.5%)	596(96.1%)	8,858（87.3%）
	626	625	624	623	623	622	622	621	622	620	10,146
高等学校	67(28.3%)	74(31.2%)	89(37.6%)	73(30.8%)	35(14.8%)	19(8.1%)	42(17.9%)	76(32.5%)	96(41.0%)	98(41.7%)	3,672（65.7%）
	237	237	237	237	236	236	234	234	234	235	5,587
特別支援学校	10(15.9%)	9(14.5%)	11(17.7%)	10(16.1%)	6(9.8%)	9(14.5%)	18(28.6%)	14(22.2%)	14(21.9%)	14(22.2%)	568（47.6%）
	63	62	62	62	61	62	63	63	64	63	1,193
計	1,516(68.5%)	1,672(75.8%)	1,874(85.1%)	1,867(84.9%)	1,743(79.4%)	1,786(81.4%)	1,859(84.8%)	1,920(87.8%)	1,948(89.0%)	1,956(89.6%)	30,447（85.1%）
	2,212	2,206	2,203	2,200	2,195	2,194	2,193	2,188	2,189	2,183	35,794

※　表の上段：いじめを認知した学校数〔校〕と（その割合）　下段：学校数〔校・課程〕

※　【国】は、国公私立のデータ

2 いじめの状況　（４）学年別 いじめの認知件数

○　令和７年度における学年別のいじめの認知件数は、令和６年度と比較して小２、小４、小５、小６、中２、中３、高２、高３で増加している。
○　校種ごとに、学年別の傾向をみると、小学校は小１（19.8%）、中学校は中１（51.4%）、高等学校は高１（48.4%）が、一番多くなっている。



【都】	小１	小２	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３	高１	高２	高３	高４
令和５年度	12,607	12,688	12,209	10,637	8,255	6,374	3,611	2,108	1,105	79	56	23	0
	20.1%	20.2%	19.5%	16.9%	13.2%	10.2%	52.9%	30.9%	16.2%	50.0%	35.4%	14.6%	0.0%
令和６年度	14,529	13,141	13,363	11,858	9,771	6,741	4,123	2,435	1,259	147	72	35	5
	20.9%	18.9%	19.3%	17.1%	14.1%	9.7%	52.7%	31.2%	16.1%	56.8%	27.8%	13.5%	1.9%
令和７年度	13,916	13,886	12,782	12,078	10,215	7,581	4,033	2,478	1,341	132	100	41	0
	19.8%	19.7%	18.1%	17.1%	14.5%	10.8%	51.4%	31.6%	17.1%	48.4%	36.6%	15.0%	0.0%

※　表の上段：認知件数〔件〕　下段（青字）：校種ごとのその学年が占める割合

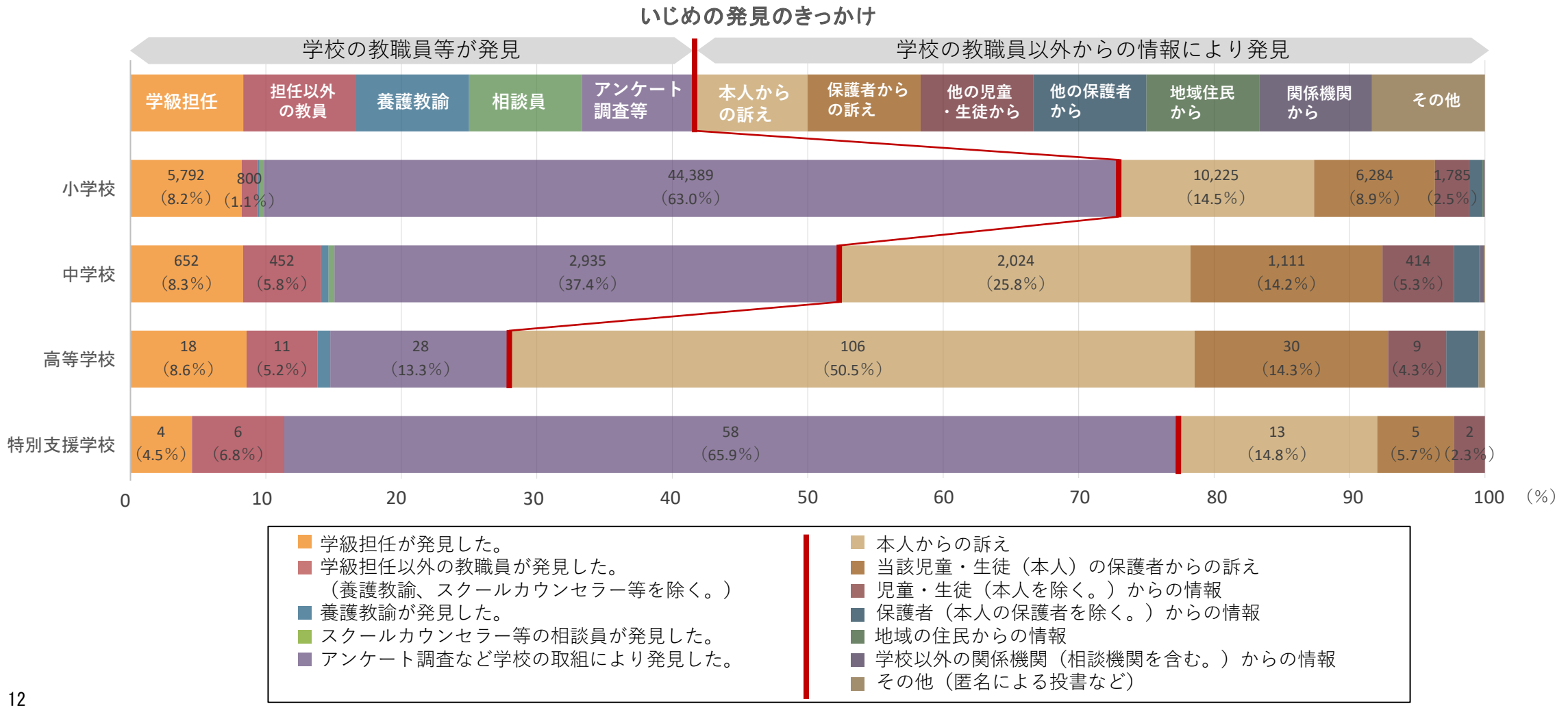
【国】令和7年度													
	108,000	119,493	115,302	110,118	94,735	74,062	73,664	48,185	25,373	10,685	7,915	4,203	49
	17.4%	19.2%	18.5%	17.7%	15.2%	11.9%	50.0%	32.7%	17.2%	46.8%	34.6%	18.4%	0.2%

※　表の上段：認知件数〔件〕　下段（青字）：校種ごとのその学年が占める割合

※　各学年の認知件数には、特別支援学校（小・中・高等部）の認知件数を含む。

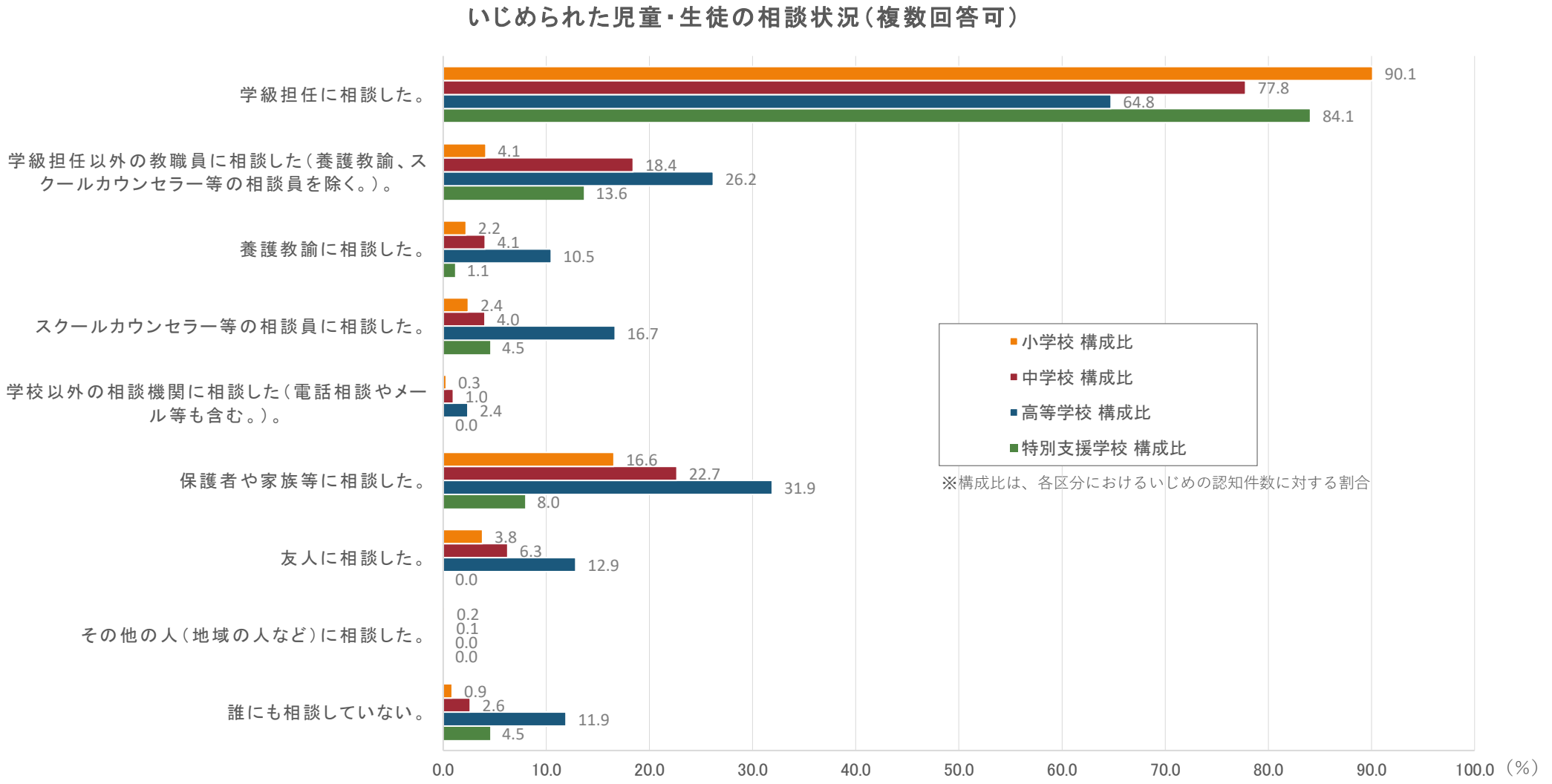
2 いじめの状況　（5）いじめの発見のきっかけ

○　小・中学校、特別支援学校においては、認知したいじめの半数以上を学校の教職員等が発見している。
○　いじめ発見のきっかけで一番多いのは、小・中学校、特別支援学校では「アンケート調査など学校の取組により発見した。」（小学校63.0%、中学校37.4%、特別支援学校65.9%）、高等学校は「本人からの訴え」（50.5%）であった。



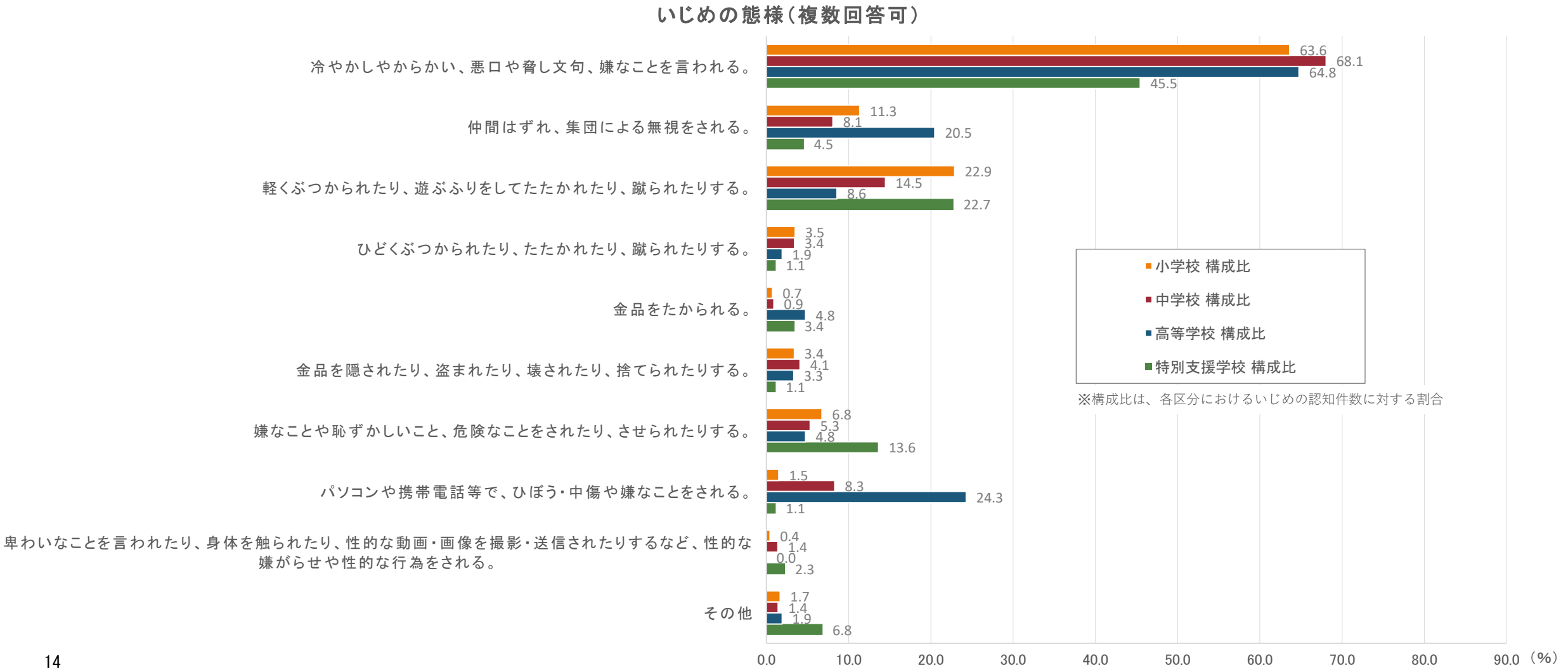
2 いじめの状況　（6）いじめられた児童・生徒の相談状況

○　いじめられた児童・生徒の相談状況については、いずれの校種においても、「学級担任に相談した。」が一番多くなっている。
（小学校90.1%、中学校77.8%、高等学校64.8%、特別支援学校84.1% ）
○　二番に多いのは、小・中・高等学校で「保護者や家族等に相談した。」、特別支援学校で「学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。」であった。
○　「誰にも相談していない。」が、小学校0.9%、中学校2.6%、高等学校11.9%、特別支援学校4.5%であった。



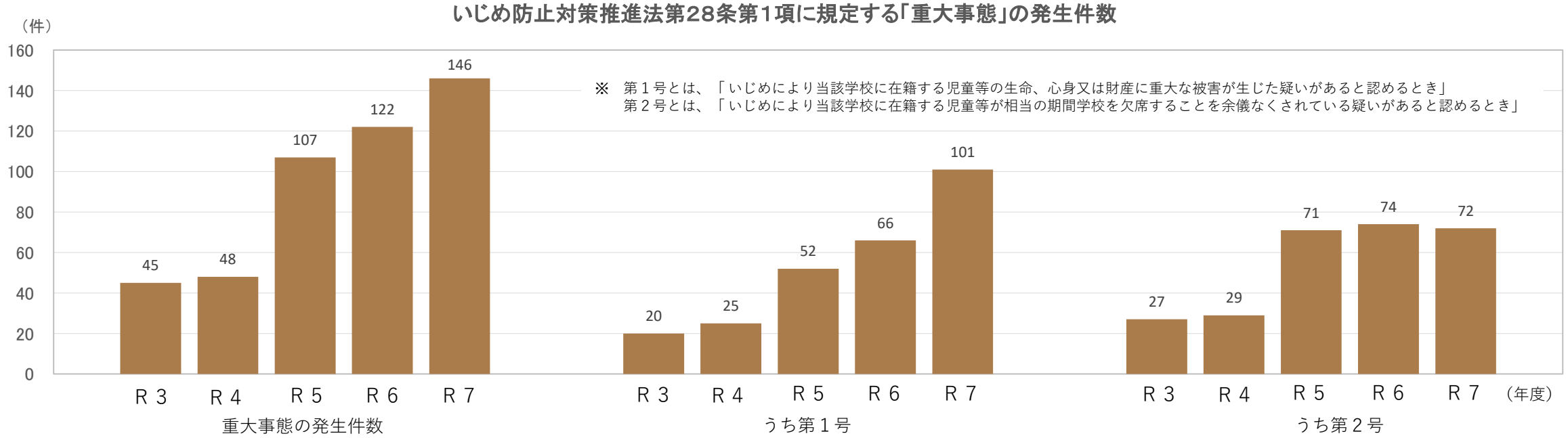
2 いじめの状況　（7）いじめの態様

○　一番多いのは、いずれの校種においても、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」であった。
○　二番に多いのは、小・中学校、特別支援学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」、
　高等学校では「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」であった。



2 いじめの状況　（8）法第２８条第１項に規定する「重大事態」

○　令和７年度におけるいじめ防止対策推進法第２８条第１項に規定する「重大事態」の発生件数は146件（令和６年度122件、令和５年度107件）であり、同項第１号に規定するものは101件（令和６年度66件、令和５年度52件）、 同項第２号に規定するものは72件（令和６年度74件、令和５年度71件）であった。



【都】	R３			R４			R５			R６			R７		
小学校	30(2.35%)			30(2.35%)			67(5.28%)			59(4.65%)			75(5.93%)		
	33(0.06%)	１号：16	２号：19	30(0.05%)	１号：15	２号：21	70(0.11%)	１号：30	２号：46	64(0.09%)	１号：35	２号：41	87(0.12%)	１号：60	２号：47
中学校	11(1.77%)			10(1.61%)			30(4.83%)			41(6.59%)			37(5.97%)		
	11(0.20%)	１号：3	２号：8	13(0.19%)	１号：6	２号：7	32(0.47%)	１号：18	２号：24	50(0.64%)	１号：25	２号：29	48(0.61%)	１号：31	２号：21
高等学校	1(0.42%)			2(0.85%)			4(1.70%)			4(1.71%)			11(4.68%)		
	1(3.57%)	１号：1	２号：0	2(3.17%)	１号：1	２号：1	4(2.72%)	１号：4	２号：0	4(1.93%)	１号：4	２号：2	11(5.24%)	１号：10	２号：4
特別支援学校	0(0.00%)			3(4.76%)			1(1.59%)			4(6.25%)			0(0.00%)		
	0(0.00%)	１号：0	２号：0	3(5.66%)	１号：3	２号：0	1(3.57%)	１号：0	２号：1	4(5.8%)	１号：2	２号：2	0(0.00%)	１号：0	２号：0
計	42(1.91%)			45(2.05%)			102(4.66%)			108(4.93%)			123(5.63%)		
	45(0.08%)	１号：20	２号：27	48(0.07%)	１号：25	２号：29	107(0.15%)	１号：52	２号：71	122(0.16%)	１号：66	２号：74	146(0.19%)	１号：101	２号：72

【国】R７		
652(3.46%)		
727(0.12%)	１号：456	２号：428
575(5.67%)		
672(0.46%)	１号：426	２号：385
345(6.18%)		
394(1.92%)	１号：268	２号：227
5(0.42%)		
5(0.12%)	１号：4	２号：2
1,577(4.41%)		
1,798(0.23%)	１号：1,154	２号：1,042

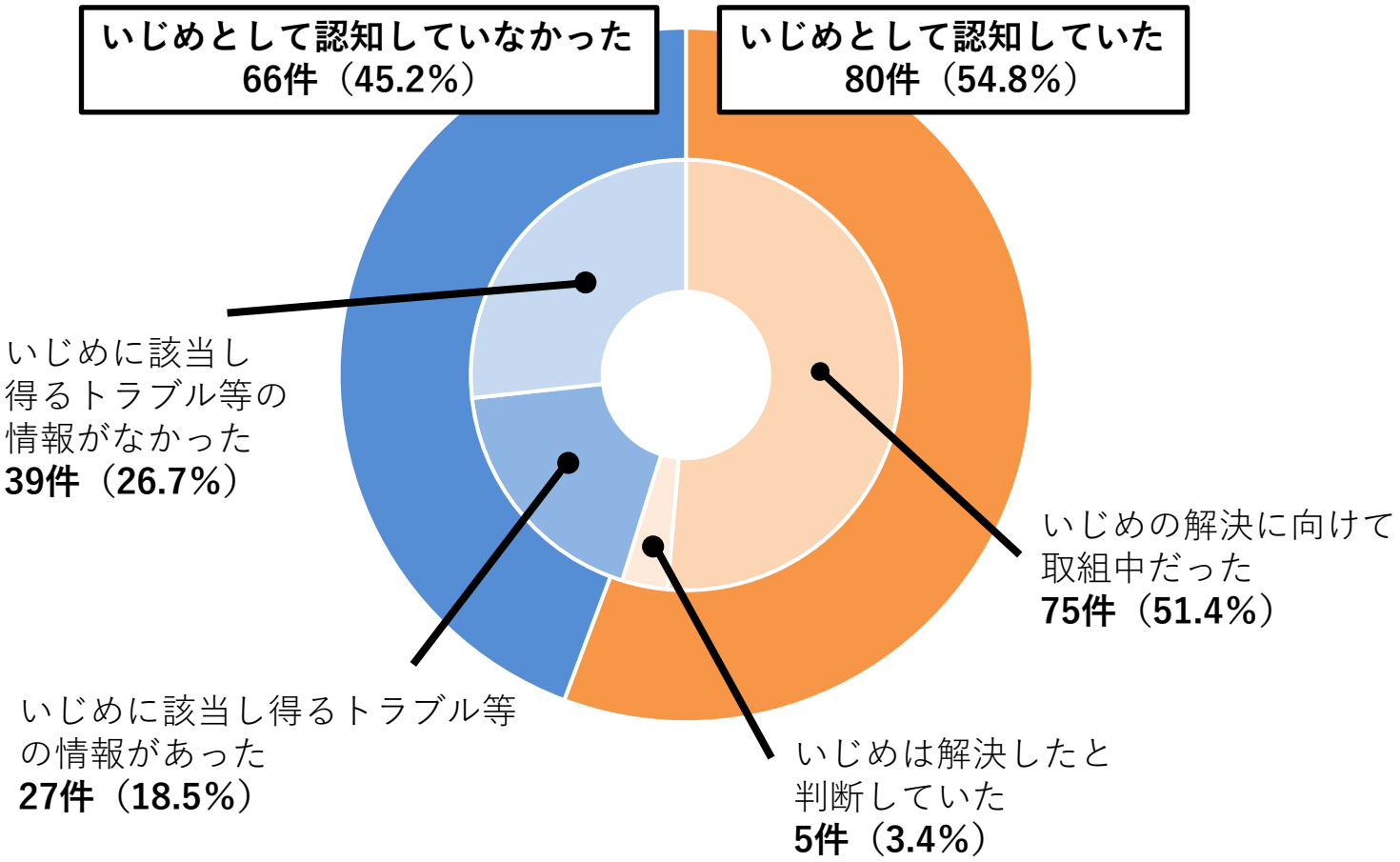
※　表の上段：重大事態が発生した学校数〔校・課程〕と（学校及び課程数に対する割合）
下段：重大事態の発生件数〔件〕と（認知件数に対する割合）
「１号」、「２号」は発生件数の内数。１件の重大事態が第１号及び第２号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

※　【国】は、国公私立のデータ

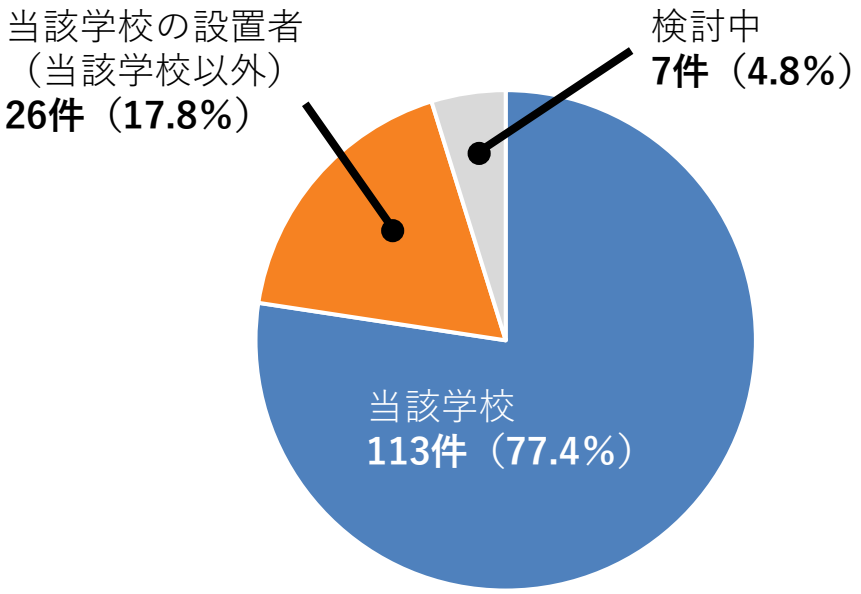
2 いじめの状況　（9）重大事態以前のいじめの対応、調査

○　重大事態のうち、54.8%は既にいじめとして認知していた。
○　重大事態調査の調査主体のうち、77.4%は当該学校が占めている。

「重大事態」について、重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況



「重大事態」の調査主体別件数



2 いじめの状況　（10）東京都教育委員会の取組

継続した取組

ア　都内公立小・中・高等学校等に心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置
イ　いじめやいじめの疑いのある状況を認知するため、年３回以上のアンケートの実施
ウ　「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」による24時間の電話相談、「相談ほっとＬＩＮＥ＠東京」によるＳＮＳ等教育相談、メール相談、来所相談の実施
エ　いじめ問題など、児童・生徒の安心・安全な校内環境を担保するための核となる人材の配置
オ　子供がいじめ防止について考え、話し合う「高校生いじめ防止協議会」での意見を今後の施策に反映
カ　いじめ重大事態の調査報告書等から、重大事態の発生要因やその対応等について、共通する課題や、解決に至った経緯等を参考に、いじめ重大事態への対処に関する必要な取組内容を検討

今後の取組

ア　「いじめ総合対策【第３次】」の周知を徹底するとともに、いじめ問題の当事者である児童・生徒が、いじめ問題を身近なこととして捉え、考えることができるよう、いじめ総合対策【子供版】の活用について、高校生いじめ防止協議会での検討などを踏まえ、普及・啓発する。
イ　都内全公立学校の生活指導主任を対象とした連絡会等において、児童・生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることの重要性を引き続き伝えていくとともに、各校における取組をより効果的なものにできるよう具体的な実践事例を共有する。

3 小・中学校における長期欠席の状況　（1）長期欠席児童・生徒数

○　長期欠席児童・生徒のうち、不登校児童・生徒数は小学校では13,413人、中学校では17,824人（合計31,237人）であり、令和６年度と比較して小学校で増加し、中学校では減少している。

長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）について

「長期欠席者数」とは、令和８年３月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和７年度間に30日以上欠席した（連続したものであるか否かを問わない）児童・生徒数を集計したものである。

なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。

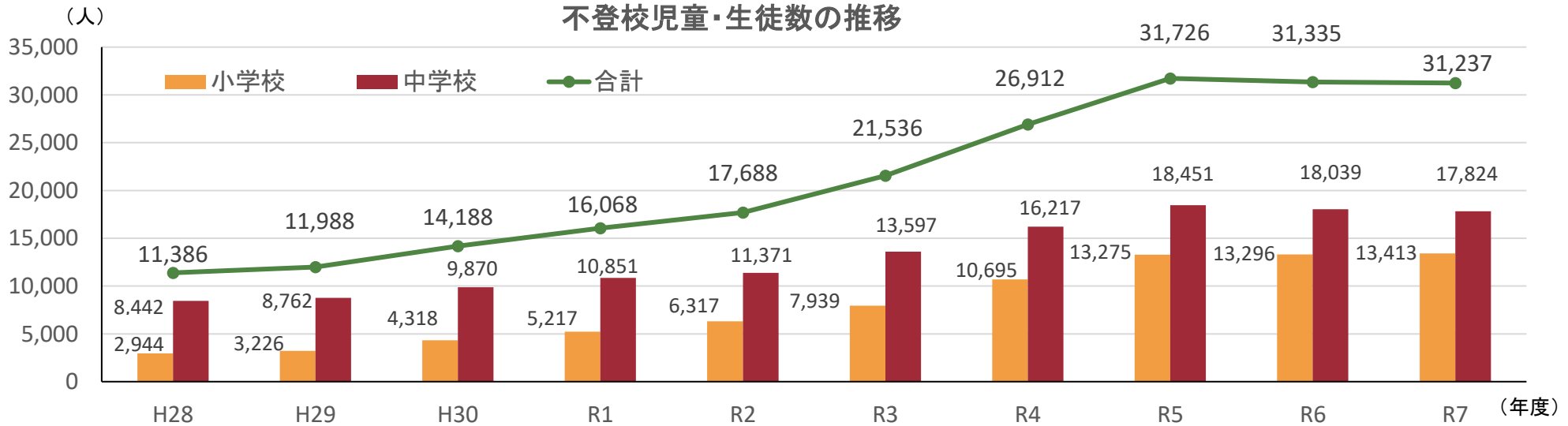
長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）

項目／課程	病気	経済的理由	不登校	不登校 割合(%)	その他	計
小学校	5,519 (6,040)	0 (0)	13,413 (13,296)	2.26 (2.22)	5,118 (4,352)	24,050 (23,688)
中学校	2,870 (3,092)	0 (0)	17,824 (18,039)	7.62 (7.68)	1,072 (1,070)	21,766 (22,201)
計	8,389 (9,132)	0 (0)	31,237 (31,335)	3.78 (3.76)	6,190 (5,422)	45,816 (45,889)

※　「割合」は不登校児童・生徒の割合（不登校児童・生徒数/「令和７年度学校基本調査」に記載のある児童・生徒総数×100）を表す。
※　（ ）内は令和６年度

欠席理由について

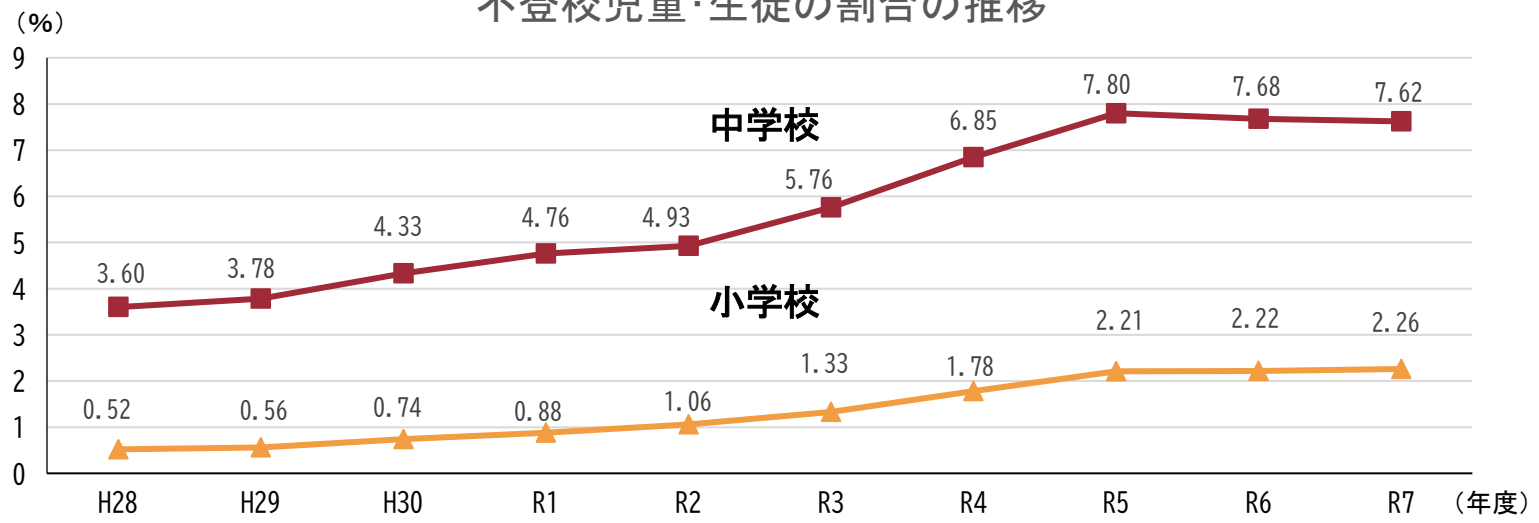
【病気】本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者
【経済的理由】家計が苦しく教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者
【不登校】何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者
【その他】「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者



3 小・中学校における長期欠席の状況

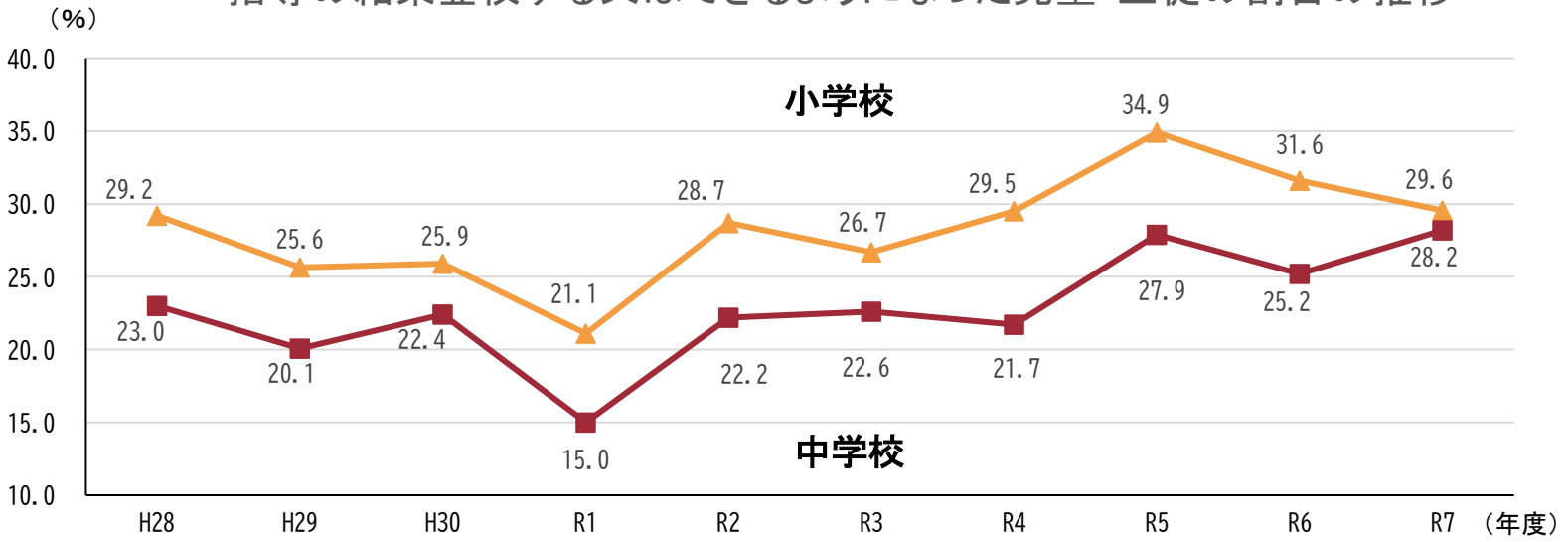
（２）不登校児童・生徒の割合及び指導の結果登校する又はできるようになった児童･生徒の割合の推移

不登校児童･生徒の割合の推移



○　不登校児童・生徒の割合は、小学校2.26%、中学校7.62%であり、令和６年度と比較して、その割合は小学校は増加し、中学校は減少している。

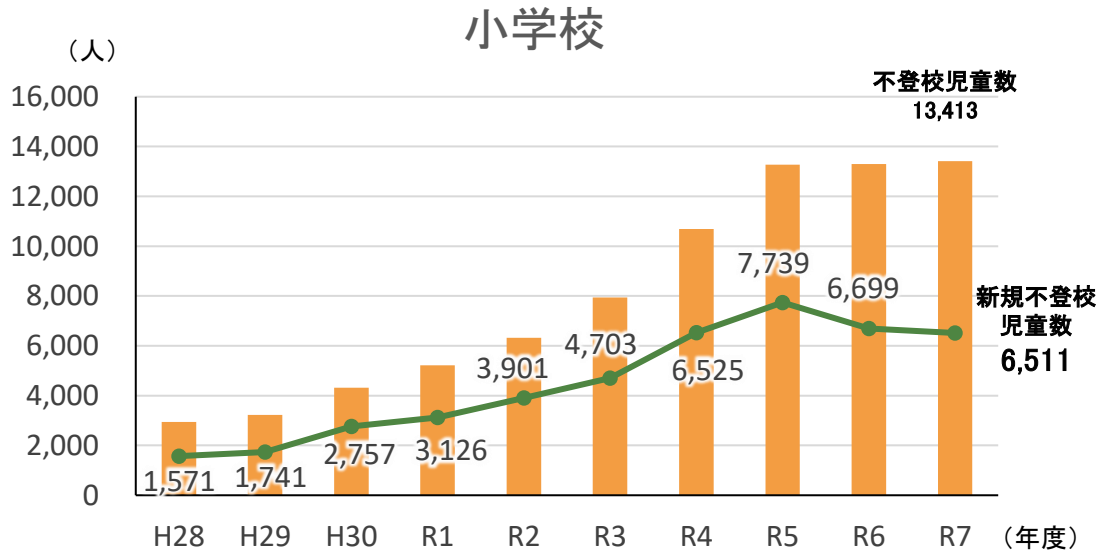
指導の結果登校する又はできるようになった児童･生徒の割合の推移

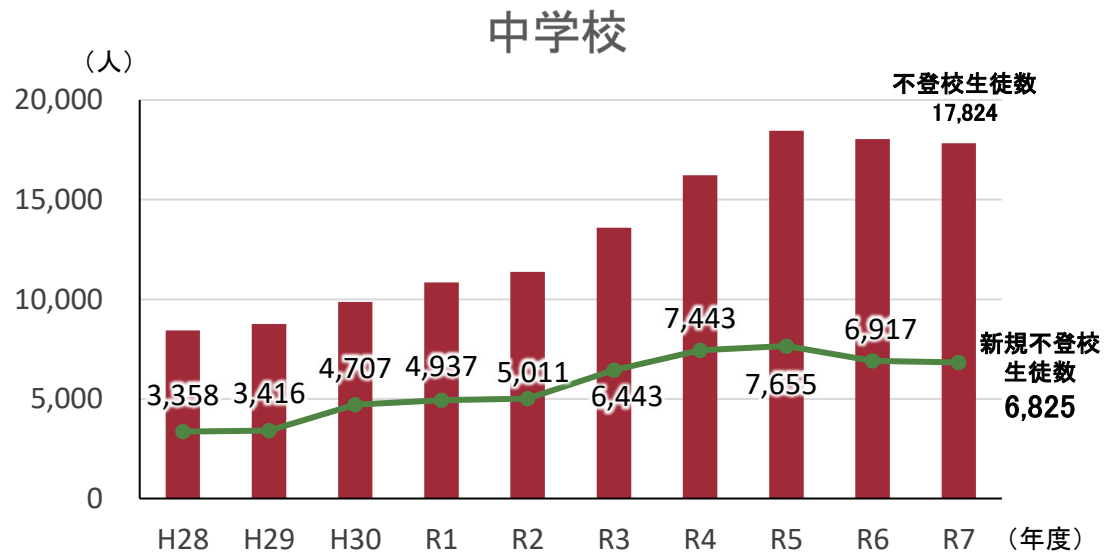


○　指導の結果登校する又はできるようになった児童･生徒の割合は、小学校29.6%、中学校28.2%であり、令和６年度と比較して、その割合は小学校は減少し、中学校は増加している。

3 小・中学校における長期欠席の状況　（3）新規不登校児童・生徒数の推移

○　不登校児童・生徒数のうち、新規不登校児童・生徒数は、小学校で6,511人（前年度6,699人）、中学校で6,825人（前年度6,917人）であり、令和６年度と比較して、小学校、中学校ともに減少した。
○　小・中学校合計の新規不登校児童・生徒数は13,336人（前年度13,616人）であり、前年度から減少した。



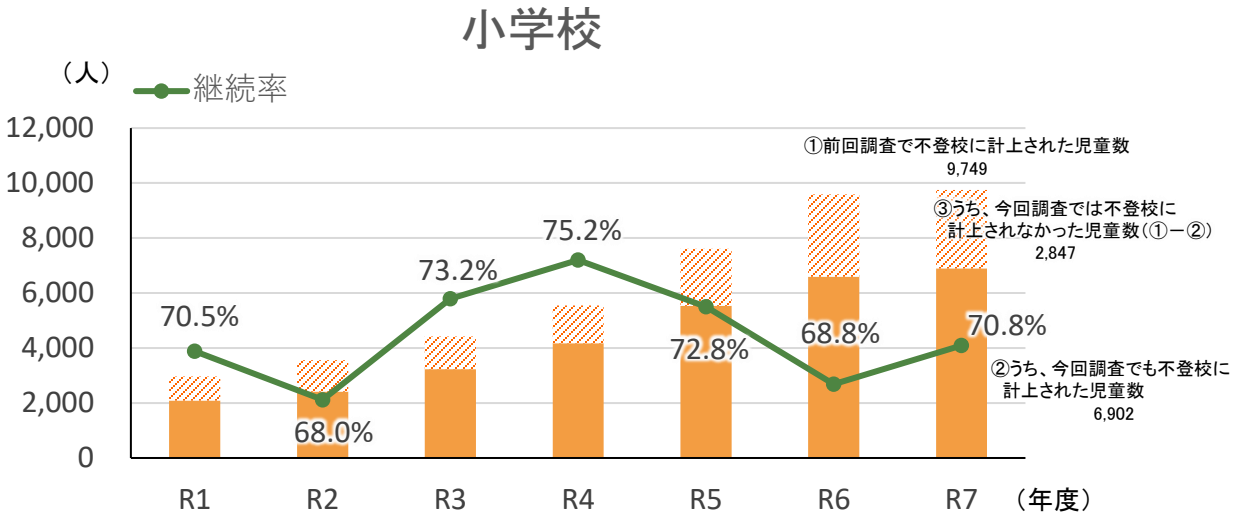


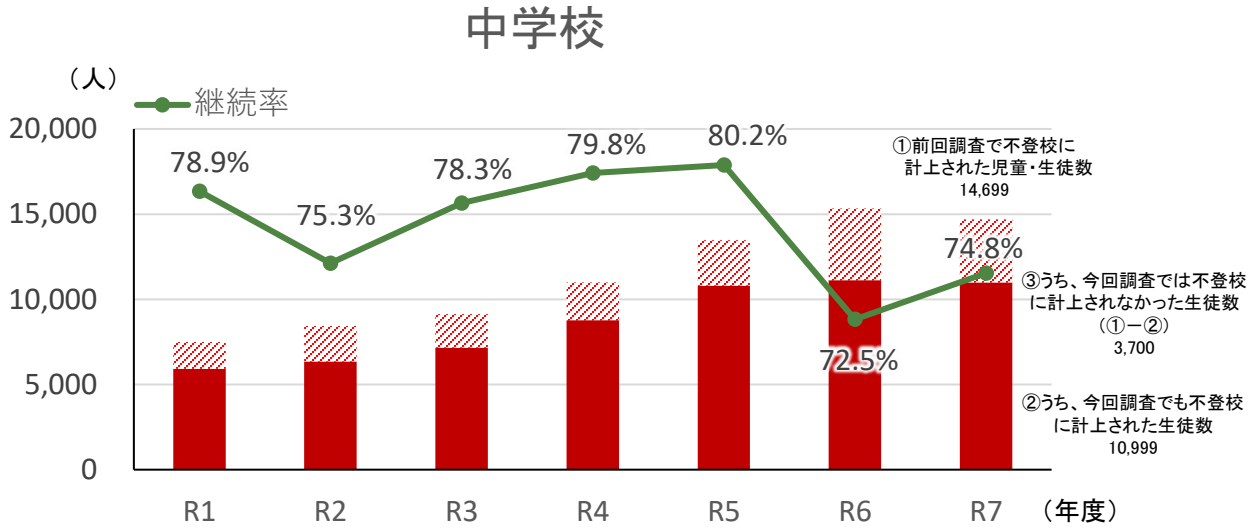
年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小学校	不登校児童数	2,944	3,226	4,318	5,217	6,317	7,939	10,695	13,275	13,296	13,413
	うち、新規不登校児童数	1,571	1,741	2,757	3,126	3,901	4,703	6,525	7,739	6,699	6,511
中学校	不登校生徒数	8,442	8,762	9,870	10,851	11,371	13,597	16,217	18,451	18,039	17,824
	うち、新規不登校生徒数	3,358	3,416	4,707	4,937	5,011	6,443	7,443	7,655	6,917	6,825
合計	不登校児童・生徒数	11,386	11,988	14,188	16,068	17,688	21,536	26,912	31,726	31,335	31,237
	うち、新規不登校児童・生徒数	4,929	5,157	7,464	8,063	8,912	11,146	13,968	15,394	13,616	13,336

※　新規不登校児童・生徒数とは、前回調査では不登校に計上されていなかった者

3 小・中学校における長期欠席の状況　（４）不登校継続率の推移

○　不登校継続率（前回調査で不登校に計上された児童・生徒のうち、今回調査でも不登校に計上された児童・生徒の割合）は、小学校70.8%（前年度68.8%）、中学校74.8%（前年度72.5%）であり、小・中学校ともに令和６年度から増加した。





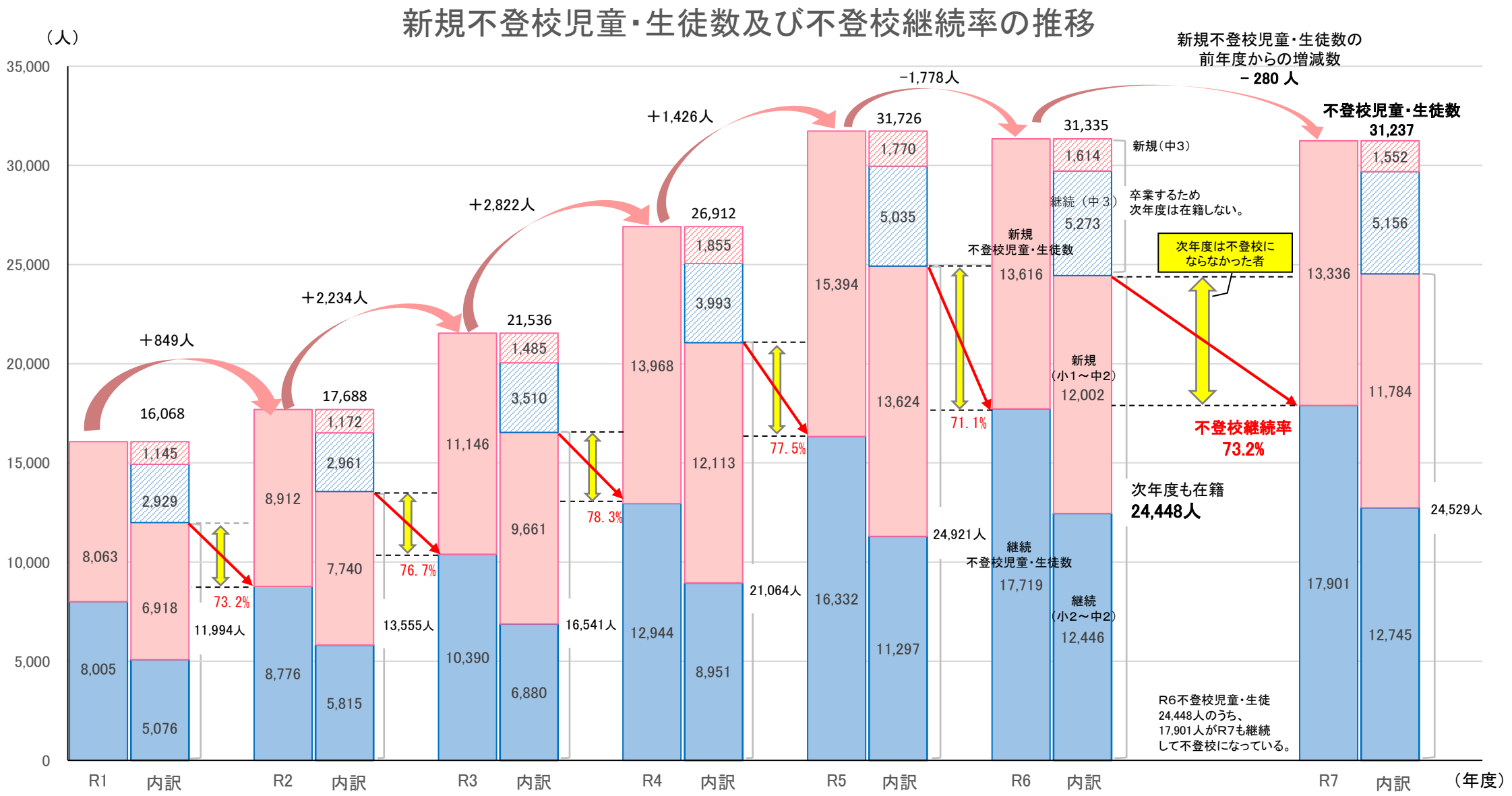
小学校	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
①前回調査で不登校に計上された児童数（前年度の小１～小５）	2,965	3,553	4,422	5,543	7,603	9,583	9,749
②うち、今回調査でも不登校に計上された児童数（継続不登校児童数）	2,091	2,416	3,236	4,170	5,536	6,597	6,902
継続率（②/①）	70.5%	68.0%	73.2%	75.2%	72.8%	68.8%	70.8%
③うち、今回調査では不登校に計上されなかった児童数（①－②）	874	1,137	1,186	1,373	2,067	2,986	2,847
	29.5%	32.0%	26.8%	24.8%	27.2%	31.2%	29.2%

中学校	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
①前回調査で不登校に計上された児童・生徒数（前年度の小６～中２）	7,497	8,441	9,133	10,998	13,461	15,338	14,699
②うち、今回調査でも不登校に計上された生徒数（継続不登校生徒数）	5,914	6,360	7,154	8,774	10,796	11,122	10,999
継続率（②/①）	78.9%	75.3%	78.3%	79.8%	80.2%	72.5%	74.8%
③うち、今回調査では不登校に計上されなかった生徒数（①－②）	1,583	2,081	1,979	2,224	2,665	4,216	3,700
	21.1%	24.7%	21.7%	20.2%	19.8%	27.5%	25.2%

※「①前回調査で不登校に計上された児童・生徒数」について
小学校における①の数：前回調査における小学校１～５年生の不登校児童数を合計した人数
（前回調査で小学校６年生だった不登校児童は、今回調査時点では卒業して中学生になっているため、「中学校における①の数」に計上）

中学校における①の数：前回調査における小学校６年生、中学校１、２年生の不登校児童・生徒数を合計した人数
（前回調査で中学校３年生だった不登校生徒は、今回調査時点では卒業しているため、「中学校における①の数」から除く。）

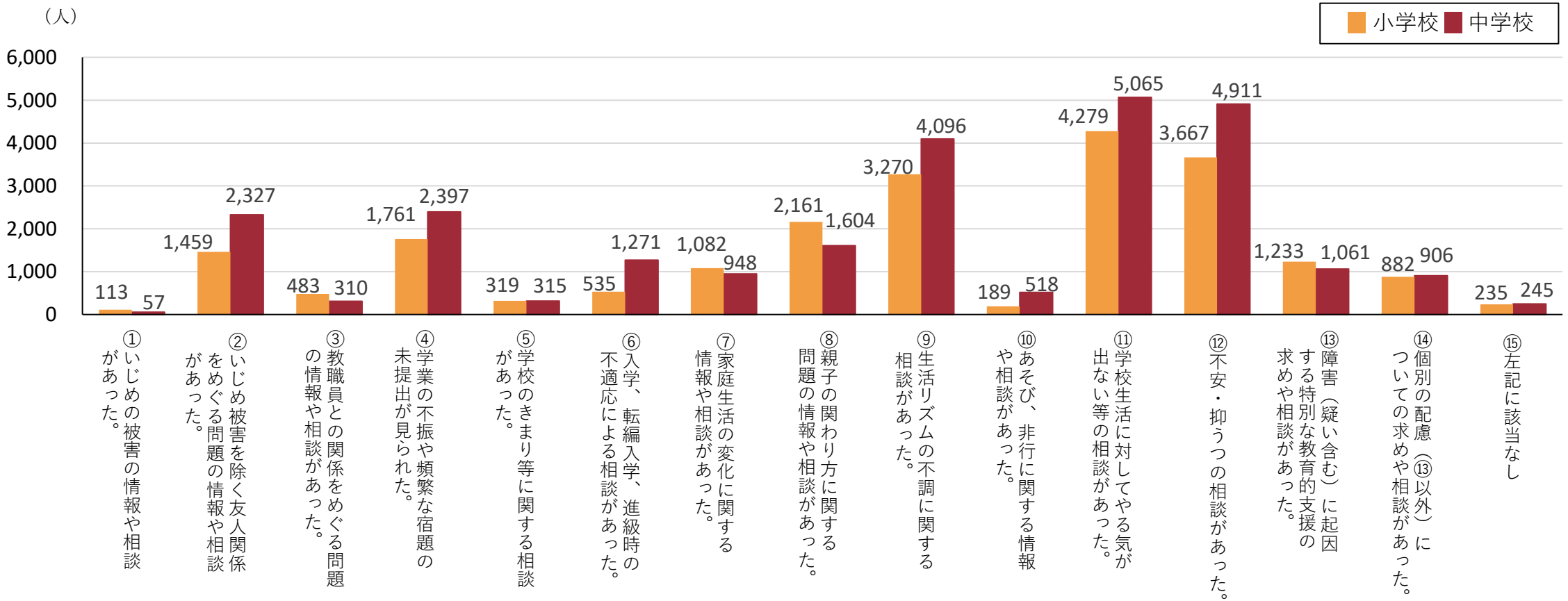
（５）新規不登校児童・生徒数及び不登校継続率の推移



（６）不登校児童・生徒について把握した事実

○　「不登校児童生徒について把握した事実」は、小・中学校ともに「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」が最も多く、次いで「不安・抑うつの相談があった。」、「生活リズムの不調に関する相談があった。」が多い。

不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）



※　「不登校の児童生徒について把握した事実」については、「長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校児童・生徒全員につき、必ず１つ以上回答している。なお、該当する不登校児童・生徒について、令和７年度以前に把握した事実も回答している。
※　「相談」は、学級担任等の教職員やスクールカウンセラー等の相談員等と本人や保護者との相談である。

３ 小・中学校における長期欠席の状況　（７）東京都教育委員会の取組

継続した取組

ア　中学校における不登校の子供へのきめ細かい支援を実現するため、不登校対応巡回教員が巡回する学校を、複数の中学校を有する53地区に展開

イ　不登校児童・生徒に対する効果的な支援に資する教職員の専門性向上を図るため、不登校児童・生徒の事例データベースを活用したオンデマンド研修を実施

ウ　中学校において、生徒一人一人の状況に応じた柔軟な学びを実現するため、チャレンジクラスを増設

エ　学級で過ごすことが難しい児童・生徒の居場所を確保するため、校内に支援員を配置し、一人一人の状況に応じた支援を実施

オ　児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーを全公立小・中学校に配置

カ　区市町村のスクールソーシャルワーカーの対応力向上・活用促進を図るため、都立学校「自立支援チーム」のにおけるノウハウを活かした体制構築支援及び都内全てのスクールソーシャルワーカーの専門性向上に向けた研修を実施

キ　不登校児童・生徒の学びの場を確保するため、教育支援センターの新規設置や機能強化を図る取組、学びの多様化学校の設置の取組について区市町村を支援

ク　仮想空間（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）を活用した居場所・学びの場を区市町村に提供

ケ　教職員の対応力向上を図るため、不登校児童・生徒の効果的な対応事例をデータベース化し、都教育委員会のウェブサイトに掲載

コ　不登校対応のためのチャレンジクラス設置校、不登校対応巡回教員担当校、学びの多様化学校、教育支援センター、フリースクールの教職員等が一堂に会した協議会等を実施

サ　学びの多様化学校において、在籍生徒への支援の充実を図るため、進路指導、学校内外の専門機関等との連携に関する助言等を行う学びの多様化学校巡回教員を配置

シ　子供が抱える困難の解決や軽減・緩和に向けた組織的な連携・支援体制を構築するため、教職員と外部人材をつなぐ教育相談主任を配置

今後の取組

ア　チャレンジクラス、不登校対応巡回教員及び校内教育支援センターの取組を通じて得られた、効果的な支援、対応力の強化及び施設・人材確保に関するノウハウを、都内公立学校に広く普及・展開し、一人一人の状況に応じたきめ細かい支援の一層の充実を図る。

イ　不登校児童・生徒の事例データベースにＡＩを活用した検索機能を導入し、その機能の充実を図ることで教職員が個に応じた支援事例を的確かつ効率的に参照できる環境を整える。

4 高等学校における長期欠席・中途退学等の状況　（１） 長期欠席生徒数

○　都立高等学校全体の長期欠席者数のうち、不登校生徒数は全日制1,790人、定時制3,447人、合計5,237人であり、令和６年度と比較して全日制は減少、定時制は増加している。

長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）について
「長期欠席者数」とは、「生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和７年度間に30日以上欠席した（連続したものであるか否かを問わない）生徒数を集計したものである。
なお、「生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記録されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。

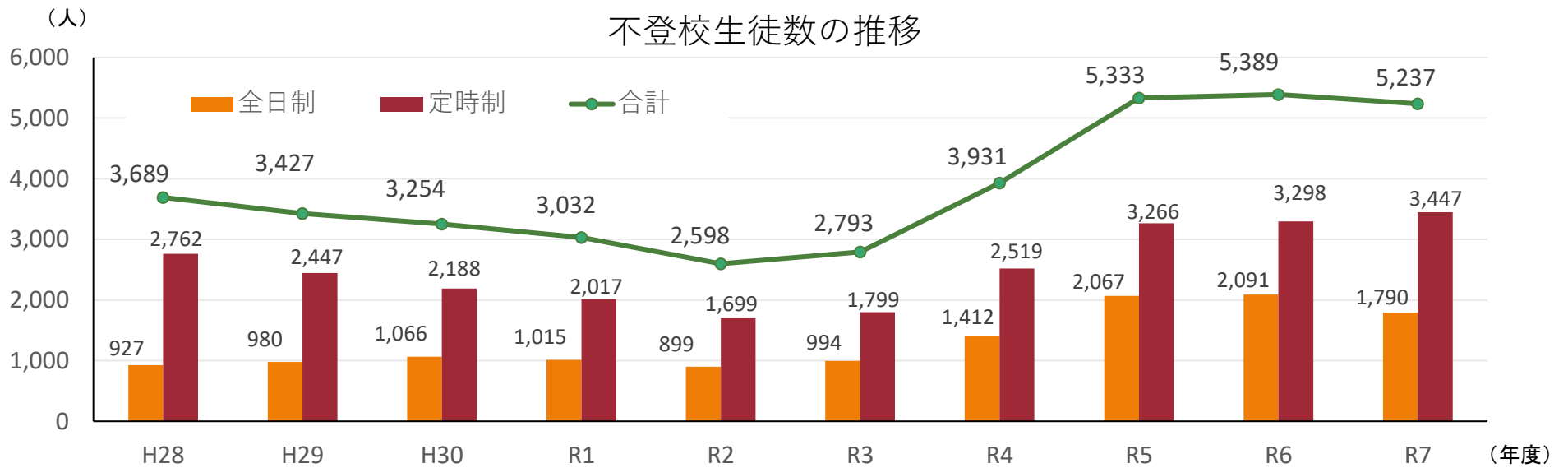
長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）

課程＼項目	病気	経済的理由	不登校	不登校 割合(%)	その他	計
全日制	736 (761)	5 (8)	1,790 (2,091)	1.52 (1.77)	177 (89)	2,708 (2,949)
定時制	157 (190)	10 (23)	3,447 (3,298)	33.16 (33.22)	81 (46)	3,695 (3,557)
計	893 (951)	15 (31)	5,237 (5,389)	4.09 (4.20)	258 (135)	6,403 (6,506)

※　「割合」は不登校生徒の割合（不登校生徒数/生徒総数（令和７年４月１日現在）×100）を表す。
※　（ ）内は令和６年度

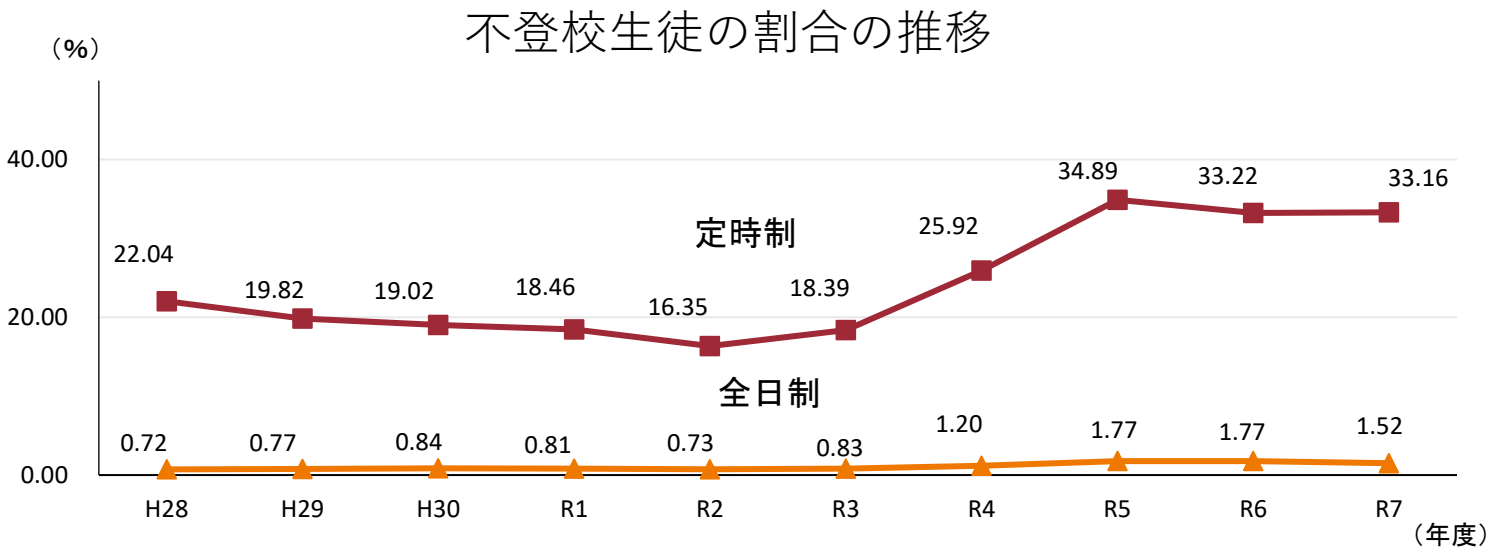
欠席理由について

【病気】本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者
【経済的理由】家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者
【不登校】何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者
【その他】「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者

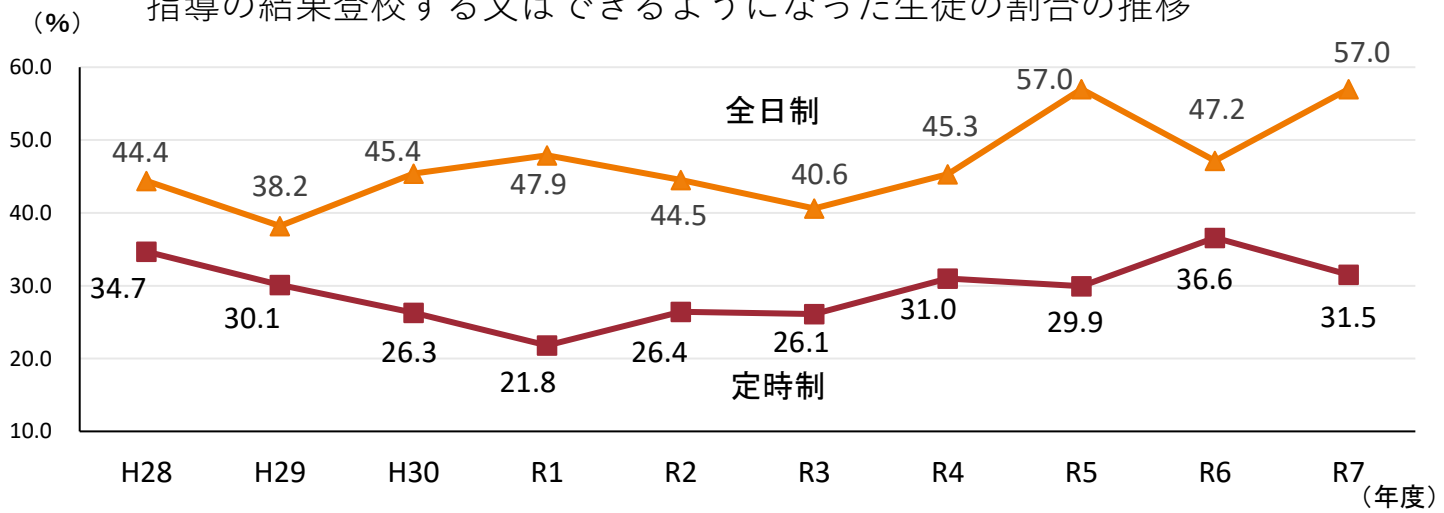


4 高等学校における長期欠席・中途退学等の状況

（２） 不登校生徒の割合及び指導の結果登校する又はできるようになった生徒の割合の推移



○ 不登校生徒の割合は、全日制1.52%、定時制33.16%であり、その割合は令和６年度と比較して全日制・定時制ともに減少している。

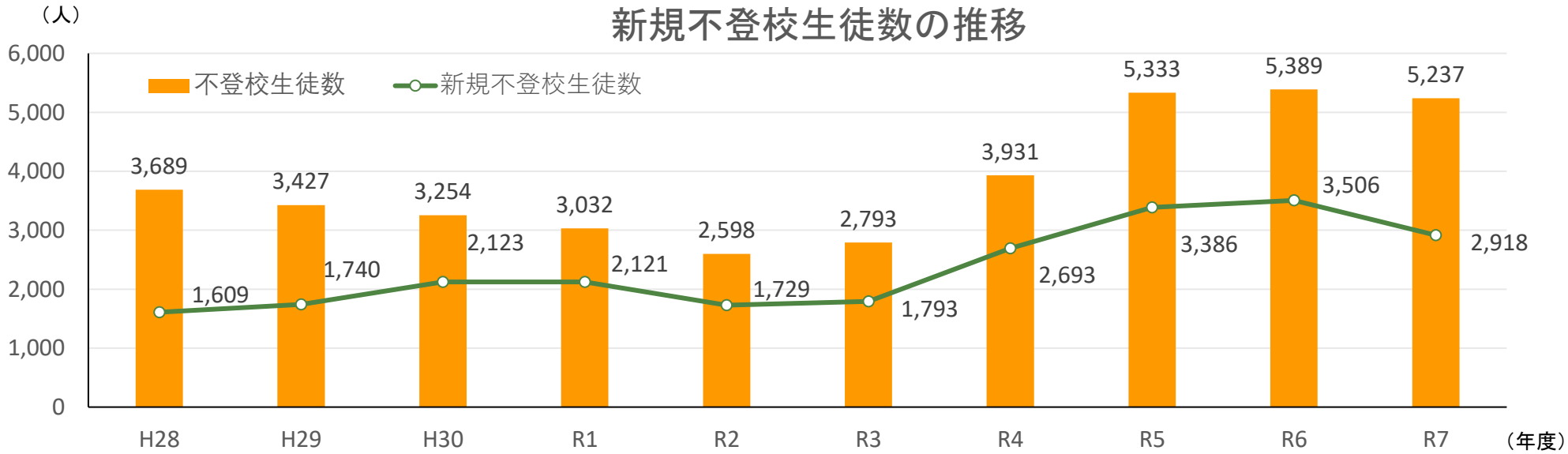


○ 指導の結果登校する又はできるようになった生徒の割合は、全日制57.0%、定時制31.5%であり、その割合は令和６年度と比較して、全日制は増加、定時制は減少している。

4 高等学校における長期欠席・中途退学等の状況

（３） 新規不登校生徒数の推移

○ 不登校生徒数のうち、新規不登校生徒数は2,918人（前年度3,506人）であり、前年度から減少した。



年度			H28	H29	H30	R１	R２	R３	R４	R５	R６	R７
高等学校	不登校生徒数		3,689	3,427	3,254	3,032	2,598	2,793	3,931	5,333	5,389	5,237
		うち新規不登校生徒数	1,609	1,740	2,123	2,121	1,729	1,793	2,693	3,386	3,506	2,918
		うち継続不登校生徒数	2,080	1,687	1,131	911	869	1,000	1,238	1,947	1,883	2,319

※ 新規不登校生徒とは、前回調査では不登校に計上されていなかった者
※ 継続不登校生徒とは、前回調査で不登校に計上された者のうち、今回調査でも不登校に計上された者
（高等学校においては、学年別で調査していない単位制の生徒が含まれるため、継続率は算出できない。）

4 高等学校における長期欠席・中途退学等の状況

（４）中途退学・原級留置者数

○　都立高等学校の退学者数は、2,298人であった。
○　全日制では、１校当たり平均退学者数7.1人、対生徒比率（退学率）は1.1%であり、前年度と比較すると、退学者数は18人の増加、１校当たり平均退学者数、対生徒比率（退学率）は同じであった。
○　定時制では、１校当たり平均退学者数14.7人、対生徒比率（退学率）は7.6%であり、前年度と比較すると、退学者数は72人の増加、１校当たり平均退学者数が1.1人の増加、対生徒比率（退学率）は0.3ポイントの増加であった。
○　通信制では、退学者数227人（236人）、対生徒比率（退学率）は13.6%であった。

調査について
「退学者」とは、令和７年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規程（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。また、退学者一人につき複数の理由がある場合には主たる理由を一つ選択している。

中途退学者数の状況

項目	中途退学者数(人)	退学率(%)
全日制	1,277(1,259)	1.1(1.1)
定時制	794(722)	7.6(7.3)
通信制	227(236)	13.6(13.7)

( )内は令和６年度

中途退学の主な理由

項目	学業不振	学校生活・学業不適応	進路変更
全日制	202(127) 15.8%（10.1%）	580(585) 45.4%（46.5%）	421(462) 33.0%（36.7%）
定時制	34(57) 4.3%（7.9%）	372(310) 46.9%（42.9%）	336(287) 42.3%（39.8%）
通信制	93(79) 41.0%（33.5%）	24(67) 10.6%（28.4%）	81(66) 35.7%（28.0%）

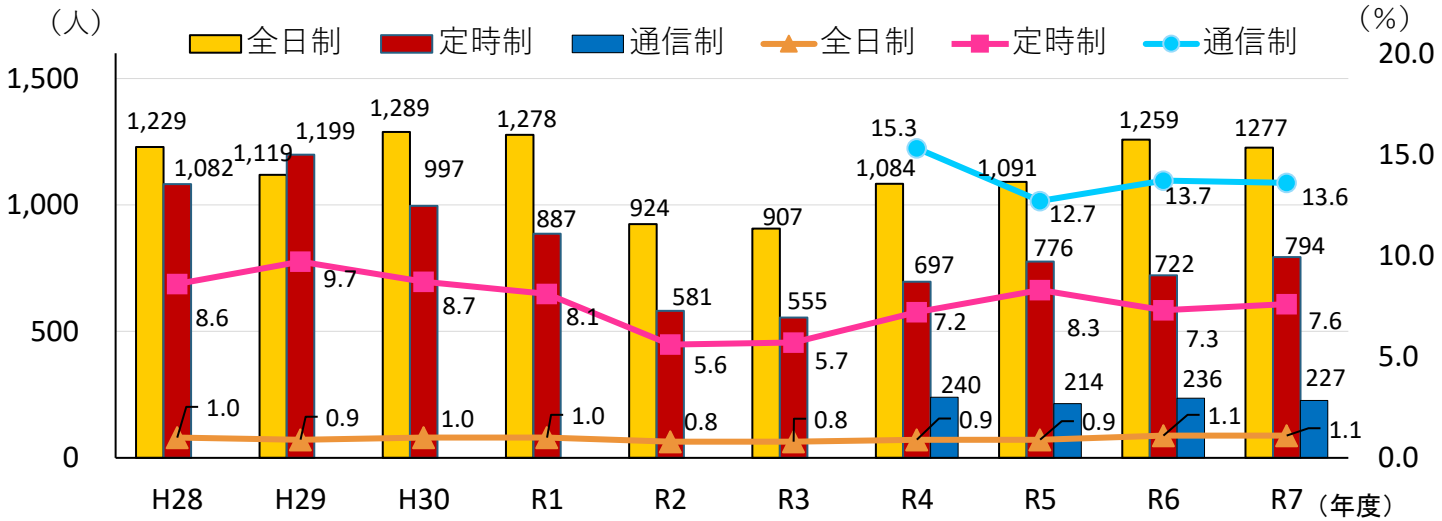
表中の%は中途退学者数に対する割合
( )内は令和６年度

原級留置者数［単位制を除く］

項目	原級留置者数(人)	対生徒比率(%)
全日制	165（171）	0.2（0.2）
定時制	25（71）	1.5（4.1）

( )内は令和６年度

中途退学者数・退学率の推移



（５）東京都教育委員会の取組

継続した取組

ア　昼夜間定時制高等学校、チャレンジスクール、エンカレッジスクール等を設置し、小・中学校での不登校や高等学校での中途退学を経験した生徒に対し、個に応じた教育課程の編成や指導・支援を充実

イ　「校内別室指導推進事業」として、不登校や教室の雰囲気に馴染めない生徒に対して校内に居場所（別室）を設置し、オンライン学習教材の提供及び支援員による学習指導や相談等により登校を支援

ウ　全校（全課程）にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の構築や教育相談活動の充実を図るとともに、生徒の学校生活への適応や学校復帰への支援を実施

エ　都立高等学校等にユースソーシャルワーカーを含む自立支援チームを派遣し、支援を要する生徒等に対するきめ細かな相談等を実施し、社会的・職業的自立の促進

オ　「都立学校版コンディションレポート」により、ＩＣＴを利活用し、学校が支援の必要な生徒を発見するとともに、生徒自身が心身の状況について理解を深め、自らの健康をコントロールし改善できるよう支援

カ　全ての定時制課程と希望する全日制課程において、グループエンカウンター等の「人間関係づくりのためのプログラム」を実施

キ　全ての都立高等学校において、生活指導の強化等の具体的な目標を掲げた「中途退学防止改善計画書」を作成し、中途退学防止に向けた組織的な取組を推進

ク　スクールカウンセラーのオンライン予約システムを導入し、より相談しやすい環境を整備

今後の取組

ア　スクールカウンセラーのオンライン予約システム導入後の状況を検証し、運用の改善を図る。

イ　「都立学校版コンディションレポート」の活用状況を検証し、機能のさらなる充実化を進める。

5 特別支援学校における長期欠席・中途退学等の状況　（１） 長期欠席児童・生徒数

○　新規の調査項目である。
○　長期欠席児童・生徒のうち、不登校児童・生徒数は小学部では41人、中学部では68人、高等部では383人（合計492人）であった。
○　「不登校児童生徒について把握した事実」は、小・中学部では、「生活リズムの不調に関する相談があった。」が最も多く、次いで「家庭生活の変化に関する情報や相談があった。」が多い。高等部では「生活リズムの不調に関する相談があった。」と「不安・抑うつの相談があった。」が同数で最も多かった。

長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）について
「長期欠席者数」とは、令和８年３月31日現在の在学者のうち「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、前年度間（令和７年４月１日から令和８年３月31日までの１年間）に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒数を集計したものである。
なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。

長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）

項目／課程	病気	経済的理由	不登校	不登校 割合(%)	その他	計
小学部	498	0	41	0.65	165	704
中学部	240	0	68	2.28	87	395
高等部	230	0	383	6.60	123	736
計	968	0	492	3.25	375	1835

※　小学部・中学部の「割合」は不登校児童・生徒の割合（不登校児童・生徒数/「令和７年度学校基本調査」に記載のある児童・生徒総数×100）を表す。
※　高等部の「割合」は不登校生徒の割合（不登校生徒数/生徒総数（令和７年４月１日現在）×100）を表す。

欠席理由について

【病気】本人の心身の故障等(けがを含む。)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者
【経済的理由】家計が苦しく教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者
【不登校】何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者
【その他】「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者

不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）

	小学部	中学部	高等部
①いじめの被害の情報や相談があった。	0	0	0
②いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	0	3	5
③教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	0	3	2
④学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	1	0	0
⑤学校のきまり等に関する相談があった。	0	2	0
⑥入学、転編入学、進級時の不適応による相談があった。	4	0	5
⑦家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	12	16	36
⑧親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	2	2	27
⑨生活リズムの不調に関する相談があった。	17	25	123
⑩あそび、非行に関する情報や相談があった。	0	0	3
⑪学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	2	5	97
⑫不安・抑うつの相談があった。	3	8	123
⑬障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	特別支援学校においては回答対象外		
⑭個別の配慮（⑬以外）についての求めや相談があった。	4	9	20
⑮上記に該当なし	5	8	46

5 特別支援学校における長期欠席・中途退学等の状況

（２）高等部における中途退学等の状況

○ 新規の調査項目である。
○ 都立特別支援学校の退学者数は、64人であった。
○ 普通科では、退学者数42人であった。
○ 専門学科では、退学者数22人であった。

調査について
「退学者」とは、令和７年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規程（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。また、退学者一人につき複数の理由がある場合には主たる理由を一つ選択している。

原級留置者数

項目	原級留置者数（人）	対生徒比率（%）
普通科	0	0.0
専門学科	0	0.0

中途退学者数の状況

項目	中途退学者数（人）	退学率（%）
普通科	42	1.0%
専門学科	22	1.3%

中途退学の主な理由

項目	学校生活・学業不適応	進路変更	家庭事情
普通科	6 14.3%	27 64.3%	7 16.7%
専門学科	0 0.0%	17 77.3%	3 13.6%

表中の%は中途退学者数に対する割合

継続した取組

全都立特別支援学校にスクールカウンセラーを配置するなどして、児童・生徒が抱える困難の解決や軽減・緩和に向けた組織的な連携・支援体制を構築し、教育相談体制の構築や教育相談活動の充実を図っている。

今後の取組

（不登校）特別支援学校の児童・生徒においては、障害の状況から、健康の管理や心理的な安定に十分に留意することが必要な場合が多い。そうした中で長期間学校に行くことのできない理由を見極めながら引き続き、適切に対応していく。
（中途退学）特別支援学校の生徒においては、他県への施設入所や高校への進路変更の場合がある。引き続き、個に応じた適切な対応を行っていく。